

平成 26 年度

沖縄県障害者自立支援協議会

日時：平成 27 年 2 月 12 日（木）

9：30～11：30

場所：県庁 6 階第 2 特別会議室

○沖縄県障害者自立支援協議会 運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
○沖縄県障害者自立支援協議会 構成員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

会 次 第

1 報告事項

(1) 沖縄県内の障害者福祉等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

① 障害者手帳の交付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
② 障害福祉サービスの利用者数・事業所数・サービス費の推移・・・・・・・・ 4
③ 障害者雇用の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
④ 特別支援学校の在学者数等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
⑤ 障害福祉施策の主な動向等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
⑥ 障害者相談支援事業の実施状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
⑦ まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

(2) 各圏域のアドバイザー及び福祉保健所の活動状況・・・・・・・・・・ 19

2 協議事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

(1) 各部会の活動報告及び平成 27 年度の活動計画・・・・・・・・・・ 30

① 相談支援・人材育成部会 活動報告・活動計画・・・・・・・・・・ 32
② 療育・教育部会 "・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
③ 就労支援部会 "・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
④ 住まい・地域支援部会 "・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

(2) 沖縄県障害福祉計画（第 4 期）（案）について・・・・・・・・・・ 別途配布

3 その他意見交換等

沖縄県障害者自立支援協議会 構成員名簿

(任期:平成26年3月6日~平成28年3月5日)

分野 (協議会設置運営要綱(厚労省障害保健福祉部長通知))	氏名	所属・職名	出席
1 相談支援事業者	伊波 剛	社会福祉法人 五和会 地域生活支援事業所 うむさばる 相談支援専門員	○
2	安里 宏之	NPO法人なちゅら福祉ネット 理事長	○
3	久手堅 憲太	株式会社 hull house 相談支援センター ハルハウス 相談支援専門員	○
4 障害福祉サービス事業者	泉川 良範	社会福祉法人 五和会 名護療育園 施設長	○
5	小浜 ゆかり	NPO法人 わくわくの会 さぼーとせんたーi 所長	-
6 保健・医療関係者	高良 幸伸	社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会 沖縄中部療育医療センター 院長	-
7	中下 綾子	医療法人 天仁会 天久台病院 地域連携室 室長	○
8 教育・雇用関係機関	金城 馨	県立鏡ヶ丘特別支援学校 教頭	○
9	大城 政之	県教育庁県立学校教育課 主任指導主事	○
10	高瀬 健一	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄障害者職業センター 所長	○
11	吉川 嘉朝	社会福祉法人 若竹福祉会 南部地区 障害者就業・生活支援センター長 社会就労センター長	○
12	玉元 直	一般社団法人 一二三 楽学書サポート アチェンド 施設長兼サービス管理責任者	-
13 障害者等及びその家族	上里 一之	NPO法人 チーム沖縄 代表	○
14 障害者関係団体の代表者	田中 寛	公益社団法人 沖縄県手をつなぐ育成会 理事長	○
15	高橋 年男	公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会 事務局長	-
16 市町村	大城 真悠美	読谷村 生活福祉部福祉課 課長	-
17	下地 克浩	宮古島市 福祉部障がい福祉課 課長	○
18 学識経験者	島村 聡	学校法人 沖縄大学 人文学部福祉文化学科 准教授	○
19 沖縄県	金城 武	沖縄県子ども生活福祉部 部長	○
事務局			
圏域アドバイザー	安村 勤	(特)名護市障害者関係団体協議会 地域生活支援センターウェーブ 施設長	
	津波古 悟	(特)なちゅら福祉ネット 広域相談支援センターfit センター長	
	溝口 哲哉	(福)若竹福祉会 地域生活支援センターEnjoy センター長	
	清水 聡	(福)ムサアザ福祉会 地域生活支援センターさぼーと 施設長	
	津嘉山 航	(株)ゆにばいしがき 管理者	
障害福祉課	山城 貴子	課長	
	渡久山 和之	地域生活支援班 班長	
	眞壁 あやの	地域生活支援班 主査	

沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

- 第1条** この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき設置する会合の運営に関して必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項に定める会合は、県内の障害児・者及びその家族に対する支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として、意見等を聴取する。

(会合の名称)

- 第2条** 前条に規定する会合は、沖縄県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(意見等聴取事項)

- 第3条** 県は、協議会の構成員となる者から、次に掲げる事項に関することについて意見等を聴取する。
- (1) 県内の地域自立支援協議会単位ごとの支援体制の整備方策に関すること。
 - (2) 相談支援従事者の人材確保・養成方法（研修会のあり方を含む）に関すること。
 - (3) 専門的分野における支援方策に関すること。
 - (4) 市町村基幹相談支援センター等機能強化事業及び沖縄県相談支援体制整備事業に関すること。
 - (5) 沖縄県全域における関係機関の連携強化、社会資源開発・改善に関すること。
 - (6) その他権利擁護の普及に関すること等。

(構成員)

- 第4条** 協議会の構成員は20名以内で、次の各号に掲げる者から構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 企業・不動産関係事業者
- (6) 障害者関係団体の代表者
- (7) 障害者等及びその家族
- (8) 市町村
- (9) 学識経験者
- (10) その他子ども生活福祉部長が必要と認める者

(期間)

- 第5条** 前条の規定により決定された者から第3条の規定に関する意見等を聴取する期間は、2年とする。
- 2 構成員は、再任することができる。

(会合の開催)

- 第6条** 協議会の開催は、子ども生活福祉部長が通知する。

(議事進行)

- 第7条** 協議会の議事進行は、子ども生活福祉部長が行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、子ども生活福祉部長は協議会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に協議会の議事進行を依頼することができる。

(部会)

- 第8条** 協議会は必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会の設置及び運営に必要な事項は、障害福祉課長が別に定める。

(個人情報の保護)

- 第9条** 協議会の委員、協議会及び部会に出席した者は、協議会において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

- 第10条** 協議会の運営にあたり必要となる庶務は、障害福祉課において行う。

(補則)

- 第11条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、子ども生活福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。（部長決裁）

附 則

この要綱は、平成26年4月3日から施行する。（部長決裁）

1 報告事項

(1) 沖縄県内の障害者福祉等の状況

① 障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付数推移（年度末時点）

（単位：件、％）

身体障害者手帳

障害別	H23			H24			H25		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
視覚障害	4,578	73	1.6%	4,629	51	1.1%	4,237	△ 392	-8.5%
聴覚・平衡機能障害	7,693	210	2.8%	7,883	190	2.5%	7,312	△ 571	-7.2%
音声・言語・そしゃく機能障害	901	54	6.4%	929	28	3.1%	818	△ 111	-11.9%
肢体不自由	31,438	823	2.7%	31,890	452	1.4%	29,398	△ 2,492	-7.8%
内部障害	25,827	1,446	5.9%	26,676	849	3.3%	25,417	△ 1,259	-4.7%
心臓機能障害	17,278	1,003	6.2%	17,869	591	3.4%	17,634	△ 235	-1.3%
じん臓機能障害	5,233	264	5.3%	5,371	138	2.6%	4,905	△ 466	-8.7%
呼吸器機能障害	1,411	2	0.1%	1,404	△ 7	-0.5%	1,032	△ 372	-26.5%
ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1,649	126	8.3%	1,741	92	5.6%	1,521	△ 220	-12.6%
免疫機能障害	199	36	22.1%	223	24	12.1%	245	22	9.9%
肝臓機能障害	57	15	35.7%	68	11	19.3%	80	12	17.6%
等級不明等	12	1	9.1%	30	18	150.0%	23	△ 7	-23.3%
計	70,449	2,607	3.8%	72,037	1,588	2.3%	67,205	△ 4,832	-6.7%
（うち新規交付者件数）		(4,499)			(3,988)	-11.4%		(4,297)	7.7%

※ 平成25年度については、那覇市交付分も含めた数字である。（平成25年4月から那覇市の中核市移行に伴い身障手帳業務を移管）

※ 平成25年度においては、市町村調査に基づく死亡報告（過去未報告者）に基づく台帳整理により大幅減となっている。

療育手帳

級別	H23			H24			H25		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
最重度・重度(A1、A2)	4,082	119	3.0%	4,197	115	2.8%	4,409	212	5.1%
中度・軽度(B1、B2)	8,534	369	4.5%	8,934	400	4.7%	9,185	251	2.8%
計	12,616	488	4.0%	13,131	515	4.1%	13,594	463	3.5%

精神障害者保健福祉手帳

級別	H23			H24			H25		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
1級	4,474	445	11.0%	5,044	570	12.7%	5,782	738	14.6%
2級	10,614	698	7.0%	11,450	836	7.9%	12,210	760	6.6%
3級	2,544	192	8.2%	2,831	287	11.3%	3,255	424	15.0%
計	17,632	1,335	8.2%	19,325	1,693	9.6%	21,247	1,922	9.9%

総計

年度	H23			H24			H25		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
総計	100,697	4,430	4.6%	104,493	3,796	3.8%	102,046	△ 2,447	-2.3%

【出典】

身体・療育：福祉行政報告例

精神：沖縄県における精神保健福祉の現状（沖縄県保健医療部健康長寿課）

② 障害福祉サービスの利用者数・事業所数・サービス費の推移

障害者の増、対象者の拡大、障害福祉サービス等に係る制度改正等により、障害福祉サービス等に係る需要が増大し、利用者及び事業所が増加している。

○障害福祉サービス年度毎利用者数推移

H22. 10月時点	H23. 10月時点			H24. 10月時点			H25. 10月時点			過去3年 平均増加 率
利用者数	利用者数	増減数	増加率	利用者数	増減数	増加率	利用者数	増減数	増加率	
9,619	10,645	1,026	9.6%	16,649	6,004	36.1%	19,449	2,800	14.4%	20.0%

○障害福祉サービス事業所数推移

H22年度末	H23年度末			H24年度末			H25年度末			過去3年 平均増加 率
事業所数	事業所数	増減数	増加率	事業所数	増減数	増加率	事業所数	増減数	増加率	
745	970	225	23.2%	1,372	402	29.3%	1,831	459	25.1%	25.9%

※ただし、サービス毎にカウントしているため、多機能型(一つの事業所で複数のサービスを提供)はダブルカウントとなっている。

障害者の増、障害福祉サービス等に係る制度改正等により、障害福祉サービス等に係る需要が増大し利用者及び事業所も増加、サービス費も急激に増加している。

○障害福祉サービス費の年度毎の推移

事業の分類	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	平均伸び率
I 障害福祉サービス費等合計	17,199,497,866	19,254,528,830	22,070,672,025	24,460,468,435	
(小計①+②)	11.9%	14.9%	14.6%	10.8%	12.5%
③ 訪問系サービス	1,221,671,679	1,389,801,917	1,627,236,780	1,758,401,080	
居宅介護		13.8%	17.1%	8.1%	13.0%
同行支援	0	32,662,253	98,260,720	153,105,229	128.3%
行動支援	360,139,878	60,764,187	104,623,689	91,903,045	
		-83.1%	72.2%	-12.2%	-7.7%
重度訪問介護	318,403,201	692,541,736	910,943,704	994,445,079	
		117.5%	31.5%	9.2%	52.7%
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	
訪問系サービス小計①	1,900,214,818	2,175,770,093	2,741,064,893	2,997,854,433	
		14.5%	26.0%	9.4%	16.6%
訪問系サービスを除く介護給付費等	241,681,812	282,541,920	347,665,470	420,000,211	
		16.9%	23.0%	20.8%	20.3%
児童デイサービス	1,389,958,445	1,799,940,989	1,76,740,514	0	
		29.5%	-90.2%	-100.0%	-53.6%
療養介護(医療を除く)	165,184,084	164,185,260	1,143,573,659	1,276,921,852	
		-0.6%	596.5%	11.7%	202.5%
生活介護	2,459,046,785	3,520,064,018	7,298,053,874	7,920,981,933	
		43.1%	107.3%	8.5%	53.0%
共同生活介護(CH)	42,774,125	105,965,953	259,424,020	399,164,450	
		147.7%	144.8%	53.9%	115.5%
施設入所支援	526,691,988	906,852,258	2,634,686,663	2,939,400,242	
		72.2%	190.5%	11.6%	91.4%
自立訓練(機能訓練)	61,745,993	68,242,655	53,465,357	54,975,223	
		10.5%	-21.7%	2.8%	-2.8%
自立訓練(生活訓練)	307,509,425	366,420,599	566,204,613	639,645,321	
		19.2%	54.5%	13.0%	28.9%
宿泊型自立訓練	52,776,949	71,267,522	189,743,078	188,857,189	
		35.0%	166.2%	-0.5%	66.9%
就労移行支援	929,051,756	1,078,040,746	1,259,340,035	1,311,296,207	
		16.0%	16.8%	4.1%	12.3%
就労移行支援(養成施設)	1,621,301	837,400	946,593	972,834	
		-48.4%	13.0%	2.8%	-10.8%
就労継続支援(A型)	260,418,337	475,048,836	818,398,882	1,215,984,313	
		82.4%	72.3%	48.6%	67.8%
就労継続支援(B型)	2,003,810,267	2,788,273,918	3,706,541,231	4,464,041,111	
		39.1%	32.9%	20.4%	30.8%
共同生活援助(GH)	344,170,796	415,214,689	570,432,717	630,373,116	
		20.6%	37.4%	10.5%	22.8%
旧法施設支援	6,512,840,995	5,035,861,974	304,390,426	0	
		-22.7%	-94.0%	-100.0%	-72.2%
訪問系サービスを除く介護給付費等小計②	15,299,283,048	17,078,758,737	19,329,607,132	21,462,614,002	
		11.6%	13.2%	11.0%	11.9%
II 相談支援給付費等合計 小計④	0	0	38,288,753	153,417,244	
				300.7%	
計画相談支援給付費			4,665,800	145,079,744	
				3009.4%	3009.4%
地域移行支援			0	0	
地域定着支援			33,622,953	8,337,500	
				-75.2%	-75.2%
III 障害児相談支援給付費合計 小計⑤	0	0	5,215,600	34,709,500	
				565.5%	565.5%
障害児相談支援給付費			5,215,600	34,709,500	
				565.5%	565.5%
特例障害児相談支援給付費			0	0	
IV 障害児通所給付費合計 小計⑥	0	0	2,453,885,139	3,411,425,045	
				39.0%	39.0%
障害児通所給付費			2,441,345,648	3,394,531,075	
				39.0%	39.0%
特例障害児通所給付費			0	0	
高額障害児通所給付費			1,050,993	2,213,204	
				110.6%	110.6%
肢体不自由児通所医療費			11,488,498	14,680,766	
				27.8%	27.8%
V その他給付費等合計 小計⑦	537,004,537	549,185,211	576,042,781	598,380,510	
		2.3%	4.9%	3.9%	3.7%
高額障害福祉サービス費	282,598	255,128	831,950	2,225,232	
		-9.7%	226.1%	167.5%	127.9%
特定障害者特別給付費	516,784,395	512,812,759	573,038,501	596,032,948	
		-0.8%	11.7%	4.0%	5.0%
特例特定障害者特別給付費	0	27,197,564	763,770	122,330	
				-84.0%	-84.0%
サービス利用計画作成費	19,937,544	8,919,760	1,408,560	0	
		-55.3%	-84.2%	-100.0%	-79.8%
小計	19,937,544	8,919,760	1,408,560	0	
合計(I~VII)	17,736,502,403	19,803,714,041	25,144,104,298	28,658,400,734	
前年度比		12.0%	27.0%	14.0%	18.0%

特殊要因考慮	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	平均伸び率
実績額	16,326,606,414	17,982,191,039	22,370,305,012	25,424,185,217	
前年度比		10.0%	25.0%	14.0%	16.0%
備考		同行支援は、H23年度開始のため合計値から除いた。	相談支援給付費、障害児相談支援給付費はH24年度開始のため、合計値から除いた。また、障害児通所給付費は別途算定するため、合計値から除いた。	相談支援給付費、障害児相談支援給付費はH24年度開始のため、合計値から除いた。また、障害児通所給付費は別途算定するため、合計値から除いた。	

障害児通所給付費(児童デイサービス)実績伸び率 ※H24年度は制度改正により特殊と考え、H23・H25の平均とした。

事業の分類	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	平均伸び率
児童デイサービス	1,389,958,445	1,799,940,989	1,76,740,514	0	
障害児通所			2,453,885,139	3,411,425,045	
合計	1,389,958,445	1,799,940,989	2,630,625,653	3,411,425,045	
前年度比		29.0%	46.0%	30.0%	30.0%

③障害者雇用の状況



沖縄労働局

Press Release

報道関係者 各位

平成26年 11月 26日

沖縄労働局 職業安定部

職業安定部長：國代 尚章

職業対策課長：城間 邦正

電話：098-868-3701

平成26年 障害者実雇用率(民間企業)2.15% 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

～障害者雇用状況報告の集計結果～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率)以上の障害者を雇うことを義務づけており、沖縄労働局では、同法の規定に基づき、障害者の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日時点の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について報告を求めています。

このほど、その集計結果を取りまとめましたので公表します。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> (法定雇用率 2.0%)

- ・実雇用率は、2.15% (前年 2.12%) と 0.03 ポイント の上昇となり、過去最高の数値(全国7位)となった。
- ・雇用障害者数も 3,218.0 人(前年 3,056.5 人)と 5.3%増加となり、過去最高の数値となった。
- ・対象企業 834 社中、法定雇用率達成企業は 465 社、達成割合は 55.8%(前年 53.0%)となった。

<県の機関等>

- ・県の機関 (法定雇用率 2.3%) → 実雇用率は、2.61%(前年 2.72%)となった。
- ・県教育委員会 (法定雇用率 2.2%) → 実雇用率は、2.21%(前年 2.21%)となった。

1 民間企業における雇用状況 (法定雇用率 2.0%)

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合

- ・民間企業 834 社(雇用率算定の対象となる 50 人以上規模の企業)に雇用されている障害者数は、3,218.0 人(前年 3,056.5 人)で、前年より 161.5 人(5.3%)増加し、過去最高となった。雇用障害者のうち、身体障害者は 2,048.0 人(対前年比 62.5 人 3.1%増)、知的障害者は 885.0 人(同 59.5 人 7.2%増)、精神障害者 285.0 人(同 39.5 人 16.1%増)といずれも前年より増加し、特に精神障害者の増加割合が大きくなった。
- ・実雇用率は、2.15%(前年 2.12%)と前年より 0.03 ポイント上昇し、6 年連続で法定雇用率を達成した。平成 26 年の全国平均の実雇用率は 1.82%であり、全国平均の実雇用率を 19 年連続で上回っている。

- ・法定雇用率達成企業数は、465社(前年432社)と、前年より33社増加した。
雇用率達成企業割合は55.8%(前年53.0%)と、前年より2.8ポイント上昇した。

(第1表)

○ 企業規模別の状況

- ・沖縄県の実雇用率2.15%を上回ったのは、「50～100人未満」の2.17%、「300～500人未満」の3.01%、「500～1,000人未満」の2.32%であり、「100～300人未満」「1,000人以上」については下回った。
- ・雇用率達成割合は、「50～100人未満」を除き前年より上昇した。
達成割合が高い企業規模は、「300～500人未満」の68.9%、「500～1,000人未満」の68.4%となった。
達成割合が低い企業規模は、「50～100人未満」の47.8%となった。

(第2表)

○ 産業別の状況

- ・産業別にみると、前年に比べ雇用障害者の増加幅が大きい業種は、「医療、福祉」が834.0人(前年782.5人)で51.5人増加、「サービス業」が269.5人(前年229.5人)で40.0人増加、「宿泊業・飲食サービス業」が164.5人(前年127.0人)で37.5人増加となった。
なお、「医療、福祉」及び「卸売業、小売業」の2業種で、全体の雇用障害者の4割強を占めている。
- ・法定雇用率を上回る業種は、「生活関連サービス業、娯楽業」4.71%、「運輸業、郵便業」2.64%、「製造業」2.39%、「医療、福祉」2.38%、「農、林、漁業」2.33%、「複合サービス事業」2.23%、「電気・ガス熱供給・水道業」2.05%及び「サービス業」2.02%の8業種となった。

(第3表)

2 公的機関における在職状況 (法定雇用率2.3%、教育委員会2.2%)

障害者の雇用が義務づけられている公的機関は、県の機関が6機関、市町村の機関が53機関であった。

(1) 県の機関は、全ての機関で法定雇用率を達成した。

- ・県の5機関に在職している障害者の数は142.5人で、前年より7.5人減少した。
実雇用率は2.61%(前年2.72%)と前年より0.11ポイント低下した。
- ・県教育委員会に在職している障害者の数は209.0人で、前年より2.0人増加した。
実雇用率は2.21%(前年2.21%)と前年と同率であった。

(第4表)

(2) 市町村の機関

- ・市町村の機関に在職している障害者は293.0人で、前年より7.0人増加した。実雇用率は2.51%(前年2.50%)と前年より0.01ポイント上昇した。53機関のうち、法定雇用率を達成した機関は49機関で、達成割合は92.5%であった。

(第5表)

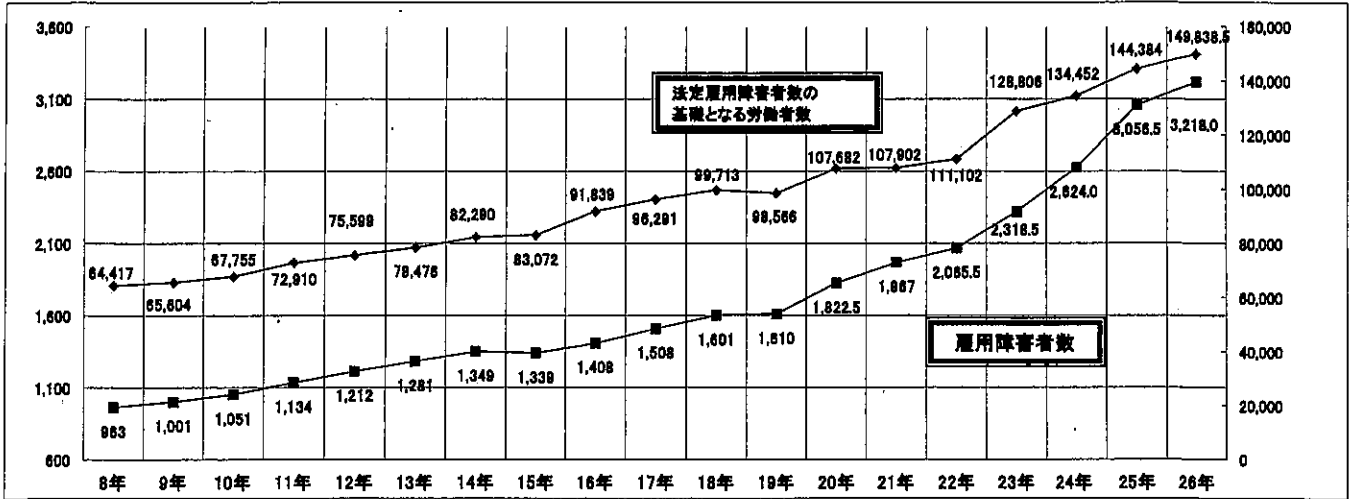
3 地方独立行政法人等における雇用状況 (法定雇用率2.3%)

- ・地方独立行政法人等4法人に雇用されている障害者の数は22.0人と、前年より6.0人増加した。実雇用率は2.22%(前年1.61%)で、前年より0.61ポイント上昇した。法定雇用率を達成した法人は3法人であった。

(第6表)

(1) 民間企業における雇用障害者の推移

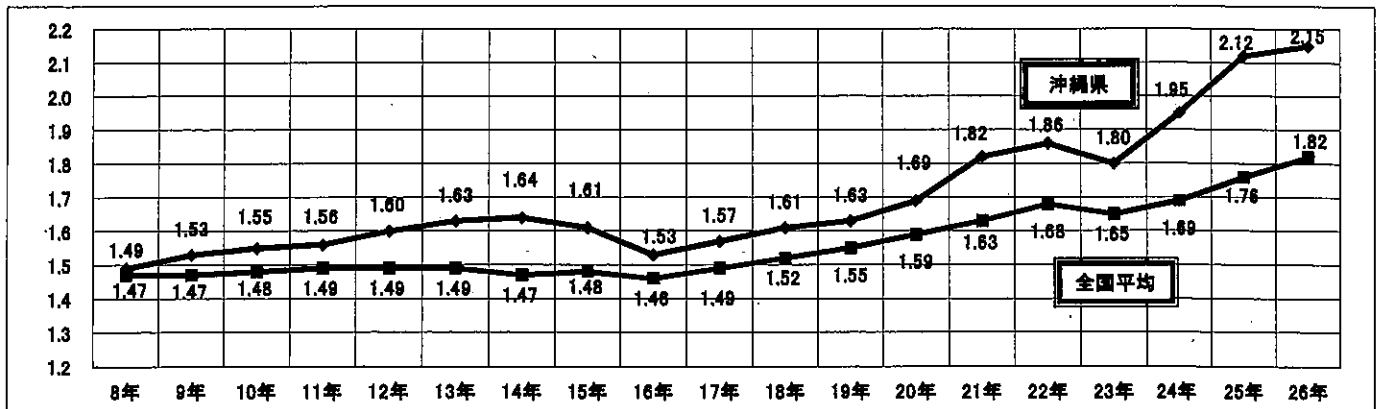
	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	
雇用障害者数	963	1,001	1,051	1,134	1,212	1,281	1,349	1,339	1,408	1,508	1,601	1,610	1,822.5	1,967	2,055.5	2,318.5	2,624.0	3,056.5	3,218.0	
法定雇用障害者数の算入となる労働者数	64,417	65,604	67,755	72,910	75,599	78,476	82,290	83,072	89,713	91,839	96,291	99,713	98,566	107,682	107,902	111,102	128,806	134,452	144,384	149,838.5



(注) 平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

(2) 民間企業における障害者実雇用率の推移

	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
全国	1.47	1.47	1.48	1.49	1.49	1.49	1.47	1.48	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82
沖縄	1.49	1.53	1.55	1.56	1.60	1.63	1.64	1.61	1.53	1.57	1.61	1.63	1.69	1.82	1.86	1.80	1.95	2.12	2.15



<法定雇用率> 平成10年7月

平成25年4月

1.6%

1.8%

2.0%

(注) 平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引下げ等）があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

メ モ

④特別支援学校の在学者等の状況 学校基本調査 (H26.5.1.現在)

5 特別支援学校

(1) 学校数及び学級数 (表17、表18)

学校数は17校 (本校15校、分校2校) で前年度より1校増加している。

学級数は601学級で、前年度より21学級増加している。

表17 学校数

区分	計
平成22年度	(1) 16
23	(1) 16
24	(1) 16
25	(1) 16
26	(2) 17

表18 部別学級数

区分	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部
平成22年度	544	12	213	133	186
23	565	12	221	140	192
24	559	10	221	141	187
25	580	9	222	153	196
26	601	11	230	161	199

※ () は学校数のうち、分校の数。

(2) 在学者数 (表19)

在学者数は2,145人 (男子1,331人、女子814人) で前年度より69人増加した。

内訳をみると、幼稚部で4人増、小学部で5人増、中学部で29人増、高等部で31人増となっている。

表19 学年別在学者数

区分	計	幼稚部	小学部						中学部			高等部						
			計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	専攻科
平成22年度	1,910	53	576	94	91	104	101	90	96	432	140	135	157	849	293	284	242	30
23	1,986	50	614	102	99	94	115	107	97	429	147	147	135	893	296	289	283	25
24	2,014	44	633	95	106	101	94	123	114	442	141	151	150	895	299	291	285	20
25	2,076	42	646	111	99	112	101	99	124	477	172	149	156	911	312	291	286	22
26	2,145	46	651	110	112	108	113	105	103	506	173	179	154	942	323	304	291	24

(3) 教員数 (図25)

本務教員数は、1,391人 (男子554人、女子837人)

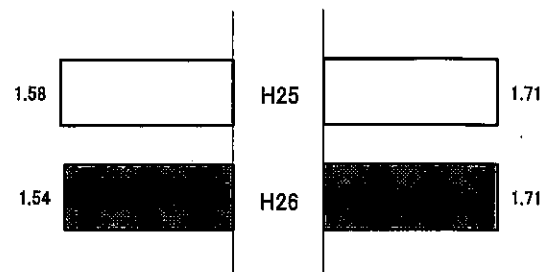
で前年度より73人増加している。

1教員当たりの在学者数をみると、1.54人で
全国と比較すると、0.17人少ない。

図25 1教員当たり在学者数 (人)

【沖縄】

【全国】



小 学 校

表14 学級編制方式別児童数

区 分	計	単 式 学 級							複式学級		特 別 支 援 学 級							
		計	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	2 個 学 年	3 個 学 年	計	知的 障害	肢 体 不 自 由	病 弱	弱 視	聴 覚 障 害	言 語 障 害	情 緒 障 害
平成25年度	98,913	96,277	16,291	15,688	15,876	15,858	16,037	16,527	906	3	1,727	1,043	6	—	—	11	65	602
平成26年度	98,511	95,547	16,411	16,149	15,460	15,776	15,749	16,002	984	—	1,980	1,102	10	3	—	11	61	793
国 立	651	651	105	105	102	111	113	115	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
私 立	1,103	1,103	233	204	192	195	142	137	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 立	96,757	93,793	16,073	15,840	15,166	15,470	15,494	15,750	984	—	1,980	1,102	10	3	—	11	61	793
国 頭 村	282	244	36	39	52	37	41	39	33	—	5	5	—	—	—	—	—	—
大 宜 味 村	146	56	20	19	—	—	11	6	90	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東 今 婦 仁 村	108	60	4	16	10	10	7	13	45	—	3	3	—	—	—	—	—	—
本 部 町	609	602	92	95	110	101	102	102	—	—	7	7	—	—	—	—	—	—
名 護 市	746	654	113	118	107	109	98	109	79	—	13	10	—	—	—	—	—	3
宜 野 座 村	4,098	3,915	690	701	657	618	608	641	49	—	134	61	—	—	—	2	—	71
金 武 町	446	443	86	83	55	85	57	77	—	—	3	3	—	—	—	—	—	—
伊 江 村	776	744	130	125	132	126	112	119	—	—	32	18	2	—	—	—	—	12
伊 平 屋 村	247	243	38	32	47	41	43	42	—	—	4	4	—	—	—	—	—	—
伊 是 名 村	113	101	15	19	22	19	12	14	8	—	4	4	—	—	—	—	—	—
国 頭 計	82	79	13	14	15	11	9	17	—	—	3	3	—	—	—	—	—	—
	7,653	7,141	1,237	1,261	1,207	1,157	1,100	1,179	304	—	208	118	2	—	—	2	—	86
恩 納 村	628	589	96	98	103	93	97	102	29	—	10	7	—	—	—	—	—	3
う る ま 市	8,501	8,327	1,439	1,337	1,328	1,365	1,440	1,418	16	—	158	94	—	3	—	—	15	46
読 谷 村	2,861	2,823	476	464	443	492	467	481	—	—	38	18	3	—	—	—	—	17
嘉 手 納 町	930	919	168	151	149	145	151	155	—	—	11	7	—	—	—	—	—	4
沖 縄 市	9,872	9,657	1,606	1,560	1,540	1,626	1,653	1,672	—	—	215	131	—	—	—	—	5	79
北 谷 町	2,071	2,020	342	322	338	318	329	371	—	—	51	27	—	—	—	2	—	22
宜 野 湾 市	6,160	5,992	1,024	1,007	960	994	1,006	1,001	—	—	168	64	—	—	—	—	5	99
北 中 城 村	1,119	1,099	181	188	179	185	194	172	—	—	20	10	—	—	—	—	—	10
中 城 村	1,074	1,052	191	195	185	152	165	164	—	—	22	14	—	—	—	—	—	8
西 原 町	2,321	2,276	379	348	381	372	390	406	—	—	45	28	—	—	—	—	6	11
中 頭 計	35,537	34,754	5,902	5,670	5,606	5,742	5,892	5,942	45	—	738	400	3	3	—	2	31	299
浦 添 市	8,103	7,933	1,309	1,389	1,234	1,259	1,347	1,395	—	—	170	63	1	—	—	1	—	105
那 覇 市	19,947	19,507	3,206	3,298	3,210	3,286	3,239	3,268	3	—	437	241	1	—	—	3	4	188
久 米 島 町	494	444	80	65	74	69	84	72	43	—	7	6	1	—	—	—	—	—
南 大 東 村	84	80	19	13	15	10	12	11	—	—	4	4	—	—	—	—	—	—
北 大 東 村	41	16	9	7	—	—	—	—	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那 覇 計	28,669	27,980	4,623	4,772	4,533	4,624	4,682	4,746	71	—	618	314	3	—	—	4	4	293
豊 見 城 市	4,621	4,549	813	778	737	746	761	714	—	—	72	46	—	—	—	—	11	15
糸 満 市	4,230	4,133	726	693	675	678	671	690	—	—	97	59	—	—	—	3	1	34
南 城 市	2,805	2,739	498	480	419	476	423	443	11	—	55	39	—	—	—	—	—	16
与 那 原 町	1,290	1,270	239	216	205	207	205	198	—	—	20	11	—	—	—	—	—	9
南 風 原 町	2,751	2,674	468	490	429	436	438	413	—	—	77	33	—	—	—	—	14	30
八 重 瀬 町	1,946	1,925	315	332	304	319	324	331	—	—	21	18	—	—	—	—	—	3
渡 嘉 敷 村	39	16	10	5	—	—	—	1	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—
座 間 味 村	55	21	11	8	—	—	—	2	34	—	—	—	—	—	—	—	—	—
粟 国 村	41	15	6	—	—	—	—	9	25	—	1	1	—	—	—	—	—	—
渡 名 喜 村	17	—	—	—	—	—	—	—	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島 尻 計	17,795	17,342	3,086	3,002	2,769	2,862	2,822	2,801	110	—	343	207	—	—	—	3	26	107
宮 古 島 市	3,410	3,283	584	540	528	548	515	568	94	—	33	28	2	—	—	—	—	3
多 良 間 村	86	86	5	12	16	10	12	31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮 古 計	3,496	3,369	589	552	544	558	527	599	94	—	33	28	2	—	—	—	—	3
石 垣 市	3,256	3,070	584	541	498	512	469	466	149	—	37	34	—	—	—	—	—	3
竹 富 町	270	109	43	35	9	15	—	7	158	—	3	1	—	—	—	—	—	2
与 那 国 町	81	28	9	7	—	—	2	10	53	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八 重 山 計	3,607	3,207	636	583	507	527	471	483	360	—	40	35	—	—	—	—	—	5

小学校の特別支援学級の在学者数は、1,980人で、前年度比で253人増加した。

普通学級では、655人減少した。

通級指導教員数は、小学校で37校、児童数649人で、対前年度比で2校増、35人増である。

中 学 校

表29 学級編制方式別生徒数

区 分	計	単 式 学 級				複 式 学 級			特 別 支 援 学 級						
		計	1 学 年	2 学 年	3 学 年	計	2 個 学 年	3 個 学 年	計	知的 障害	肢 体 不 自 由	病 弱・身 体 虚 弱	難 聴	言 語 障 害	情 緒 障 害
平成25年度	50,705	49,922	16,657	16,525	16,740	88	88	—	695	462	1	—	4	13	215
平成26年度	50,602	49,667	16,600	16,580	16,487	94	94	—	841	529	2	—	5	17	288
国 立	476	476	160	159	157	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
私 立	2,075	2,075	734	718	623	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 立	48,051	47,116	15,706	15,703	15,707	94	94	—	841	529	2	—	5	17	288
国 頭 村	162	161	58	52	51	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—
大 宜 味 村	89	87	26	35	26	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—
東 村	44	44	16	11	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
今 帰 仁 村	299	294	93	114	87	—	—	—	5	5	—	—	—	—	—
本 部 町	343	332	114	103	115	2	2	—	9	5	—	—	—	—	4
名 護 市	2,202	2,112	684	701	727	—	—	—	90	38	—	—	1	—	51
宜 野 座 村	197	193	66	59	68	—	—	—	4	—	—	—	—	—	4
金 武 町	363	355	124	127	104	—	—	—	8	3	—	—	—	—	5
伊 江 村	137	135	43	52	40	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—
伊 平 屋 村	59	55	19	21	15	3	3	—	1	1	—	—	—	—	—
伊 是 名 村	63	62	16	22	24	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—
国 頭 計	3,958	3,830	1,259	1,297	1,274	5	5	—	123	58	—	—	1	—	64
恩 納 村	310	296	87	93	116	6	6	—	8	4	—	—	—	—	4
う る ま 市	4,315	4,243	1,377	1,444	1,422	8	8	—	64	52	—	—	3	1	8
読 谷 村	1,547	1,522	540	508	474	—	—	—	25	13	—	—	—	—	12
嘉 手 納 町	517	506	164	169	173	—	—	—	11	6	—	—	—	—	5
沖 繩 市	5,066	4,984	1,618	1,704	1,662	—	—	—	82	69	—	—	—	1	12
北 谷 町	1,080	1,069	366	344	359	—	—	—	11	8	—	—	—	—	3
宜 野 湾 市	3,027	2,984	1,018	975	991	—	—	—	43	23	—	—	—	—	20
北 中 城 村	536	532	166	170	196	—	—	—	4	4	—	—	—	—	—
中 城 村	461	450	148	163	139	—	—	—	11	8	—	—	—	—	3
西 原 町	1,156	1,135	385	353	397	—	—	—	21	14	—	—	—	3	4
中 頭 計	18,015	17,721	5,869	5,923	5,929	14	14	—	280	201	—	—	3	5	71
浦 添 市	3,977	3,910	1,302	1,303	1,305	—	—	—	67	31	—	—	—	—	36
那 覇 市	9,470	9,298	3,104	3,088	3,106	4	4	—	168	92	1	—	1	2	72
久 米 島 町	264	256	90	97	69	—	—	—	8	8	—	—	—	—	—
南 大 東 村	30	30	9	10	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北 大 東 村	25	25	6	11	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那 覇 計	13,766	13,519	4,511	4,509	4,499	4	4	—	243	131	1	—	1	2	108
豊 見 城 市	2,179	2,135	767	715	653	—	—	—	44	28	—	—	—	6	10
糸 満 市	2,045	2,002	688	652	662	—	—	—	43	32	—	—	—	4	7
南 城 市	1,438	1,413	462	472	479	—	—	—	25	17	—	—	—	—	8
与 那 原 町	615	607	214	201	192	—	—	—	8	4	—	—	—	—	4
南 風 原 町	1,382	1,358	461	440	457	—	—	—	24	16	—	—	—	—	8
八 重 瀬 町	942	931	317	285	329	—	—	—	11	6	—	—	—	—	5
渡 嘉 敷 村	18	18	7	6	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
渡 座 間 味 村	34	23	10	4	9	11	11	—	—	—	—	—	—	—	—
粟 国 村	20	19	10	2	7	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—
渡 名 喜 村	7	2	—	—	2	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—
島 尻 計	8,680	8,508	2,936	2,777	2,795	16	16	—	156	104	—	—	—	10	42
宮 古 島 市	1,778	1,759	556	603	600	—	—	—	19	15	1	—	—	—	3
多 良 間 村	58	58	14	30	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮 古 計	1,836	1,817	570	633	614	—	—	—	19	15	1	—	—	—	3
石 垣 市	1,636	1,607	535	535	537	10	10	—	19	19	—	—	—	—	—
竹 富 町	118	81	18	20	43	37	37	—	—	—	—	—	—	—	—
与 那 国 町	42	33	8	9	16	8	8	—	1	1	—	—	—	—	—
八 重 山 計	1,796	1,721	561	564	596	55	55	—	20	20	—	—	—	—	—

中学校の特別支援学級の在学者数は、841人で、前年度比で146人増加した。

普通学級では、249人減少した。

通級指導教室数は、中学校で2校、生徒数27人で、対前年度比で学校数は増減なし、生徒数は4人増加した。

○気になる子の有所見率について

気になる子の有所見率は、1歳6か月児で5%後半、
3歳児で5%台で推移している。

◆1歳6か月児

単位：人、%

年度	事項	精神発達(延)人数 (発達が気になる1歳6か月児の数)	1歳6か月児 受診者数	1歳6か月児 有所見率
H21		568	14,113	4.0
H22		786	14,480	5.4
H23		873	14,767	5.9
H24		914	15,146	6.0
H25		824	14,706	5.6

※ 有所見率(%) = 精神発達(延) / 受診児全数 × 100

◆3歳児

単位：人、%

年度	事項	精神発達 (延)人数	言語発達遅滞 (延)人数	合計数 (発達が気になる 3歳児の数)	3歳児 受診者数	3歳児 有所見率
H21		215	214	429	12,677	3.4
H22		387	340	727	13,691	5.3
H23		416	342	758	14,095	5.4
H24		418	343	761	14,225	5.3
H25		495	372	867	14,613	5.9

※ 有所見率(%) = (精神発達(延) + 言語発達遅滞(延)) / 受診児全数 × 100

⑤ 障害福祉施策の主な動向等

1 平成27年4月施行分等

(1) 障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲の見直しについて

- ① 平成25年4月施行の障害者総合支援法で新たに障害者の定義に「難病等」を追加
- ② 当面の措置として、130疾患が指定
- ③ 対象疾病検討会の検討結果を受け、第1次疾病として153疾患へ拡大・整理され、平成27年1月から施行
- ④ 第2次疾病について、平成27年夏頃に施行が予定
- ⑤ 直近のサービス利用実績
 - ・平成26年5月時点 全国の実人員 858人(沖縄県15人)
 - ・平成25年4月時点 全国の実人員 156人(沖縄県1人*) *難病患者ホームケアからの移行者
- ⑥ サービスの利用実績は増加傾向にあるが、今後とも制度の周知が引き続き必要

(2) 第4期障害福祉計画について

- ・国の基本指針に基づき作成
 - ・実施期間 平成27年度～平成29年度
- ※詳細については、協議事項(2)の資料を参照下さい。

(3) 「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめ」を踏まえた取り組みについて

- ① 退院に向けた支援
 - 退院に向けた意欲の喚起
 - ・障害報酬：地域移行支援の初期段階における業務の評価、障害福祉サービスの体験利用等に係る利用制限の見直し 等
 - 本人の意向に沿った移行支援
 - ・法令通知改正：病院敷地内でのグループホームの設置条件等について検討の上、試行的に実施 等
- ② 地域生活の支援
 - ・障害報酬 グループホームにおける重度障害者支援を個別に評価
- ③ 関係行政機関の役割
 - ・都道府県で人材育成の中核となる指導者養成研修を実施

(4) 平成27年度障害福祉サービス等の報酬改定について

- ① 福祉・介護職員の処遇改善、物価動向、事業者の経営状況等を踏まえ±0%
- ② 処遇改善(資質向上の取組を進める事業所を評価する区分の新設等)
- ③ 就労移行後の定着実績の評価
- ④ 工賃向上に向けた取組の推進(取組実態に応じた評価への見直し)
- ⑤ 計画相談支援の強化(整った人員体制等により質の高い事業所への評価加算等)
- ⑥ 強度行動障害を有する者に対する適切な対応(研修受講者に対する評価等)
- ⑦ 障害児支援の充実(「児童指導員」等の有資格者の配置等への評価等)
- ⑧ サービスの適正な実施
 - ・就労移行支援の実績がない場合の減算の見直し
 - ・就労継続支援A型の短時間減算の見直し
 - ・開所時間減算の見直し(生活介護、障害児通所サービス) 等

(5) サービス等利用計画利用計画の進捗について

サービス等利用計画は、平成27年4月からは障害福祉サービス等の全ての支給決定に先立ち作成することとなっている。

① 計画相談実績（平成26年度）

		9月末	12月末
障害者総合支援法分（障害者）	（沖縄県）	52.8%	62.6%
〃	（全国平均）	50.0%	
児童福祉法分（障害児）	（沖縄県）	56.1%	67.3%
〃	（全国平均）	51.6%	

実績は、3ヶ月毎に概ね10%程度高くなってきている。

② 課題等

- ・平成27年3月末までに100%を達成するには、厳しい状況である。
- ・市町村で実績に差があり、市部で達成率が低いところが懸念される。
- ・また平成27年度以降を見据えた取り組みも必要である。
- ・さらに急速に進捗してきたことに関し、計画内容の評価も必要である。

平成26年12月までの計画相談実績

都道府県名 **沖縄県**

- ※1 平成26年12月末の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数（なければ直近の数字）
- ※2 平成26年12月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数、介護保険法のケアプランにより支給要否決定を行っている者についても作成済人数を含む。）
- ※3 平成26年度における障害福祉サービス又は地域相談支援支給決定更新（予定）者数
- ※4 平成26年度における障害福祉サービス又は地域相談支援支給決定更新（予定）者数（※3）のうち平成26年12月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数）
- ※5 平成26年12月末の障害児通所支援の受給者数（なければ直近の数字）
- ※6 平成26年12月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数（市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数）
なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上すること。
- ※7 平成26年度における障害児通所支援支給決定更新（予定）者数
- ※8 平成26年度における障害児通所支援支給決定更新（予定）者数（※7）のうち平成26年12月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数（市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数）
なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上すること。

No.	市町村名	障害者総合支援法分							児童福祉法分						
		障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済み人数 b (※2)	左のうちセルフプラン等	達成率 b/a (%)	26年度における支給決定更新(予定)者数 c (※3)	左のうち計画作成済み人数 d (※4)	達成率 d/c (%)	障害児通所支援受給者数 e (※5)	計画作成済み人数 f (※6)	左のうちセルフプラン等	達成率 f/e (%)	26年度における支給決定更新(予定)者数 g (※7)	左のうち計画作成済み人数 h (※8)	達成率 h/g (%)
	(合計)	13,698	8,579	96	62.6%	9,167	4,836	52.8%	3,507	2,361	49	67.3%	2,740	1,782	65.0%
1	那覇市	2,943	1,662	3	56.5%	1,825	780	42.7%	814	512	0	62.9%	680	501	73.7%
2	宜野湾市	772	394	4	51.0%	633	323	51.0%	260	166	0	63.8%	233	166	71.2%
3	石垣市	476	423	3	88.9%	384	331	86.2%	120	119	1	99.2%	104	103	99.0%
4	浦添市	931	604	23	64.9%	738	448	60.7%	313	205	40	65.5%	269	160	59.5%
5	名護市	521	394	1	75.6%	97	73	75.3%	144	91	0	63.2%	37	25	67.6%
6	糸満市	599	463	0	77.3%	332	264	79.5%	145	122	0	84.1%	89	80	89.9%
7	沖縄市	1,582	927	3	58.6%	1,476	361	24.5%	437	307	4	70.3%	434	192	44.2%
8	豊見城市	490	245	39	50.0%	123	29	23.6%	130	91	1	70.0%	36	13	36.1%
9	うるま市	1,344	843	0	62.7%	420	208	49.5%	305	158	0	51.8%	113	42	37.2%
10	宮古島市	599	463	17	77.3%	520	380	73.1%	51	47	1	92.2%	40	30	75.0%
11	南城市	366	190	0	51.9%	113	42	37.2%	87	65	0	74.7%	38	30	78.9%
12	国頭村	58	45	0	77.6%	60	46	76.7%	6	4	0	66.7%	6	4	66.7%
13	大宜味村	53	49	0	92.5%	29	25	86.2%	2	2	0	100.0%	2	2	100.0%
14	東村	41	26	0	63.4%	35	23	65.7%	0	0	0		0	0	
15	今帰仁	114	83	0	72.8%	109	15	13.8%	19	14	0	73.7%	19	1	5.3%
16	本部町	163	153	0	93.9%	128	118	92.2%	26	24	1	92.3%	26	24	92.3%
17	恩納村	79	37	0	46.8%	66	34	51.5%	30	20	0	66.7%	30	20	66.7%
18	宜野座村	31	25	0	80.6%	24	20	83.3%	22	21	0	95.5%	22	21	95.5%
19	金武町	140	80	0	57.1%	113	63	55.8%	42	26	0	61.9%	42	26	61.9%
20	伊江村	33	31	0	93.9%	15	9	60.0%	1	1	0	100.0%	0	0	
21	読谷村	365	204	2	55.9%	365	204	55.9%	93	59	0	63.4%	93	59	63.4%
22	嘉手納町	167	101	0	60.5%	160	101	63.1%	30	22	0	73.3%	30	22	73.3%
23	北谷町	251	228	0	90.8%	206	192	93.2%	78	69	0	88.5%	76	66	86.8%
24	北中城村	120	116	0	96.7%	120	116	96.7%	41	39	0	95.1%	41	39	95.1%
25	中城村	163	131	0	80.4%	20	10	50.0%	37	25	0	67.6%	8	5	62.5%
26	西原町	359	176	0	49.0%	269	176	65.4%	78	45	0	57.7%	78	45	57.7%
27	与那原町	160	120	0	75.0%	150	118	78.7%	38	32	0	84.2%	38	32	84.2%
28	南風原町	320	194	0	60.6%	320	194	60.6%	91	55	0	60.4%	91	55	60.4%
29	渡嘉敷村	6	2	0	33.3%	1	1	100.0%	0	0	0		0	0	
30	座間味村	3	0	0	0.0%	3	1	33.3%	1	1	1	100.0%	0	0	
31	粟国村	10	0	0	0.0%	10	0	0.0%	0	0	0		0	0	
32	渡名喜村	3	0	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	0		0	0	
33	南大東村	8	1	0	12.5%	3	1	33.3%	0	0	0		0	0	
34	北大東村	0	0	0		0	0		0	0	0		0	0	
35	伊平屋村	8	4	0	50.0%	8	4	50.0%	0	0	0		0	0	
36	伊是名村	20	13	0	65.0%	4	3	75.0%	1	0	0	0.0%	0	0	
37	久米島町	71	2	0	2.8%	11	0	0.0%	0	0	0		0	0	
38	八重瀬町	289	122	1	42.2%	262	114	43.5%	61	18	0	29.5%	61	18	29.5%
39	多良間村	3	3	0	100.0%	3	3	100.0%	0	0	0		0	0	
40	竹富町	21	19	0	90.5%	5	4	80.0%	4	1	0	25.0%	4	1	25.0%
41	与那国町	16	6	0	37.5%	4	2	50.0%	0	0	0		0	0	

⑥障害者相談支援事業の実施状況等（平成26年4月1日時点） ※括弧書きは前年度数値

1 障害者相談支援事業（市町村）

- ① 全市町村が事業を実施している（平成25年度も同様）。
実施形態は、すべての市町村で単独実施。そのうち、北部圏域9市町村は、全市町村が同じ相談支援事業所（3か所）へ委託している。
- ② 実施方法は、直営のみが27%（25%）、委託を含む市町村が73%（75%）。
- ③ 実施方法について、全市町村が3障害に対応している（平成25年度も同様）。
- ④ 対応日・時間について、24時間対応は15%（17%）、24時間365日対応は5%。（0%）

2 地域生活支援事業（居住サポート事業、成年後見制度利用支援事業）（市町村）

- ① 居住サポート事業は17%（20%）が実施。
- ② 成年後見制度利用支援事業は46%（59%）が実施。

3 指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所等（平成26年4月1日時点）

- ① 指定特定・指定障害児相談支援事業所数は81（72）事業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は51%・41事業所（69%・50事業所）。
- ② 指定一般相談支援事業所数は42（37）事業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は62%・26事業所（76%・28事業所）。
- ③ 指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の数は148（129）人。
- ⑤ 平成18年度から平成25年度までの間の相談支援従事者初任者研修（5日間過程）の修了者は、756人である。
- ⑥ 上記実績から、相談支援専門員の定着率は、19.6%である。

4 相談支援従事者初任者研修

平成18年度から平成25年度までの間の、相談支援従事者初任者研修等修了者の合計は、2,303人である。

5 自立支援協議会

- ① 現在、市町村の98%（40市町村）が設置。
そのうち49%・20市町村が平成25年度中に協議会・定例会を開催していない（平成24年度は、34%・14市町村）。

6 相談支援体制整備事業について

- ① 全国で、87%・41都道府県（79%・37都道府県）が事業を実施しており、1都道府県あたりの平均人数は10.4名（9名）である。
- ② 沖縄県では、圏域ごとに1名ずつアドバイザーを配置している。

7 基幹相談支援センターについて

- ① 全国で21%（18%）にあたる367市町村・276箇所（314市町村・214箇所）が設置
そのうち、委託による設置は70%（72%）
- ② 県内の設置市町村は、12%・5市町村（9.8%・4市町村）である。
そのうち、委託による設置は40%（25%）

⑦まとめ（沖縄県内の障害者福祉等の状況）

ア 障害者手帳の交付状況（平成25年度末）

- ・3手帳（身体・知的・精神）の交付数は102,046件、対前年度4%前後増で推移
- ・精神障害者福祉手帳の増加率が8～9%台と際立って高い。

イ 障害福祉サービスの利用者数・事業所数、サービス費の推移

- ・障害者の増、障害福祉サービス等に係る制度改正等により、障害福祉サービス等に係る需要が増大し利用者及び事業所も増加、サービス費も急激に増加している。
- ・利用者数 25.10.時点 19,449人（対前年度2,008人、14.4%、3か年平均20.0%増）
- ・事業所数 25年度末 1,831カ所（対前年度459カ所、25.1%、3か年平均25.9%増）
- ・事業費 25年度 286億5,840万円（対前年35億1,430万円、14.0%、3か年平均18.0%増）

ウ 障害者雇用の状況

- ・民間企業（法定雇用率2.0%）の実雇用率は、2.15%（前年2.12%）と0.03ポイントの上昇で、過去最高の数値（全国7位）
- ・雇用障害者数も3,218.0人（前年3,056.5人）と5.3%増加となり、過去最高の数値
- ・雇用障害者のうち、
 - 身体障害者は、2,048.0人（対前年比62.5人、3.1%増）
 - 知的障害者は、885.0人（＼ 59.5人、7.2%増）
 - 精神障害者は、285.0人（＼ 39.5人、16.1%増）といずれも増加特に精神障害者の増加割合が大きくなった。

エ 特別支援学校の在学者数等の状況

- ・特別支援学校小・中・高等部及び特別支援学級は、少子化の中で在学者数が増加
- ・特別支援学校では、医療的ケアの実施が必要な児童生徒が増加している（H26年度75人、H25 68人、H24 58人）。
- ・特別支援学級では、情緒障害の増加率が障害全体（知的・肢体・病弱・難聴・言語・情緒）での増加率より高い状態が続いている。
- ・気になる子の有所見率は、1歳6か月児で5%後半、3歳児は5%台で推移

オ 障害者福祉施策の主な動向等

- ・新たに障害の対象となった難病等に係る障害福祉サービス利用者は増加しているが、新たな疾病の追加もあり、引き続き周知が必要。
- ・「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめ」を踏まえた取り組みについて、今後必要な対応の検討が必要
- ・平成27年4月以降の全ての障害児者の障害福祉サービスの支給決定に必要なサービス等利用計画の作成率が、平成26年12月末現在、計画相談支援（障害者）で、62.6%、障害児相談支援は、67.3%と平成27年3月末での100%達成は難しい状況

カ 障害者相談支援事業の実施状況等

- ・相談支援専門員の定着率は19.6%で、研修を修了しても従事しない者が多い。
- ・現在、市町村の98%（40市町村）が自立支援協議会を設置
- ・協議会・定例会の未開催の市町村が約50%あり、活性化を働きかける必要がある。

(2) 各圏域におけるアドバイザー及び福祉保健所の活動状況

<北部圏域>

1 相談部会

(1) 活動状況

- ① 相談支援専門員の不足及び人材育成・資質向上について：市町村及び相談支援専門員を対象に、フォローアップ連絡会（6月、10月、12月、3月*予定）を実施。情報共有や事例検討を通じた連携強化・ケアマネジメント強化などを通し、北部圏域全体における相談支援専門員等のスキルアップに取り組んだ。
- ② 各市町村における相談支援体制の状況を共有し、市町村協議会相談部会設置への働きかけ等の取組みを行った。

(2) 課題等

- ① 相談支援体制（委託相談・計画相談）の役割を市町村も含めて状況確認し、現状に合わせた仕組み作りが必要。
- ② 地域移行・定着支援利用者が少ないことについて、相談支援専門員も含めた協働、情報の共有を行うことが必要。（住まい・暮らし部会との連動）
- ③ 引き続き、市町村自立支援協議会の活性化への取組みが必要。

2 就労部会

(1) 活動状況

- ① 就労支援事業所のスキルアップについて：サービス管理責任者を対象とした研修会（8月）を実施。また、就労移行支援事業所利用者の職場体験実習を行政機関で行えるよう、事業所へのニーズ調査（8月）を行い、市町村とマッチングを行った。
- ② 就労支援事業所の情報提供について：北部圏域就労支援事業所のリーフレットを北部福祉保健所HPへ掲載した。

(2) 課題等

- ① 行政機関における職場体験実習については、アンケート等により、就労支援事業所における課題を再確認することが必要。
- ② サービス管理責任者のスキルアップが必要。
- ③ 特別支援学校卒業後、就労移行支援事業を利用せずに就労継続支援B型事業を利用するための在学時実習期間への取扱いについて、行政機関も含めて状況共有し、対応策を検討していくことが必要。
- ④ 就労継続支援A型廃止に伴い、その後の利用者への支援方法について、行政機関も含めて状況共有し、検討していくことが必要。

3 住まい・暮らし部会

(1) 活動状況

- ① 地域移行・地域定着支援体制整備について：関係機関の連携強化と相互理解を深めるため、医療機関、北部福祉保健所の保健、福祉班の協働、委託相談支援事業所の実務者の参加による地域支援者連携会（7月、9月11月）を実施。また、随時、

市町村協議会にて取り組む受け皿づくりの状況を共有。その他、精神障害者への理解及び受け皿作りを目的とした地域移行研修会（10月）を実施。

- ②北部圏域移動支援体制の整備について：移動支援体制整備については、市町村向けアンケートを実施（5月）し、事業の実施状況を整理。その後、伊江村自立支援協議会移動支援部会との情報共有を行った。

(2) 課題等

- ①長期在院者、入所者の地域移行に関する個別事例の検討や一部法改正による医療保護入院者の地域移行に関する事例について行政、医療機関、福祉等の多機関による包括的な支援体制の継続、連携強化が必要。
- ②退院後の住まいについて、入居系の施設が少ないことに関する地域の受け皿に関する課題について、福祉サービス事業所や地域住民、市町村を対象として精神障害者への理解を深めるための啓蒙、啓発活動が必要。
- ③地域移行・定着支援利用者が少ないことについて、相談支援専門員も含めた協働、情報の共有を行うことが必要。（相談部会との連動）
- ④平成25年度沖縄県精神障害者地域移行希望調査における退院希望者への働きかけ及び市町村の取組みについての情報共有が必要。（市町村障害福祉計画との連動性の確認）

4 療育・教育部会

(1) 活動状況

- ①発達障害児者体制整備について（重点支援地区：国頭村）：福祉・保健・教育関係者のネットワークづくりによる移行期支援の連携強化を目的とし、関係者にて集い、作業部会（8月、11月）を行った。また、国頭村から出てきたニーズに基づき、支援者向け研修会（2月）を予定。
- ②重度心身障害児者体制整備について：北部圏域において、在宅障害児の居宅支援事業の利用が少ない状況があるが、保護者からのニーズがある状況を踏まえ、その状況や実際の支援方法を共有するための居宅介護事業所向けの報告会（1月）を実施。

(2) 課題等

- ①発達障害児者体制整備において、ライフステージごとの支援機関における課題に違いがあることから、部会において同じ方向性を見いだすことが必要。また、活用できる事業（療育等支援事業等）の周知が必要。
- ②重症心身障害児者の災害時支援について、市町村とともに意識を高められるような取組みが必要。

<中部圏域>

1 療育・教育部会

(1) 活動状況

- ・年度途中から障害児等療育支援事業の実施施設担当者を部会構成員に加え、部会メンバーへ事業の周知を行う。
- ・ペアレントトレーニングの必要性と実施に係る課題についての協議
- ・市町村向けに、子育て支援に関する話し合いのためのテーブルの設置を発信（予定）

①性教育ワーキング

- ・事例検討会（実践報告と今後の支援に関するアドバイスを行う）
*市町村における性課題の窓口設置を念頭に。

・研修会の企画・実施

日時：平成27年2月17日（火）14:00～16:30

場所：沖縄県総合教育センター

目的：児童・生徒の様々な課題について、教育と福祉が連携し、よりよい地域生活のあり方を考える。

対象：委託相談員、小・中学校 養護教諭・特別支援コーディネーター・スクールソーシャルワーカー、特別支援学校教諭

②発達障がいワーキング

・研修会の企画・実施

日時：平成26年7月28日（月）14:00～17:00

場所：中部福祉保健所 3階研修室

テーマ：家族支援について

参加者：90名（障害児通所支援事業所職員、市町村職員、相談支援専門員等）

(2) 課題等

① ペアレントトレーニングの必要性について

- ・ペアトレを実施するに当たり、人材育成の必要性がある。
- ・方式は様々であるため、カリキュラムの標準化が必要である。

② 福祉と教育等の連携について

- ・以前から課題にあがり取り組んできたが、引き続き取り組む必要がある。

③ 発達障害の特性理解

- ・引き続き、研修会の開催等取り組む必要がある。
- ・以前から課題にあがり取り組んできたが、引き続き取り組む必要がある。

2 就労部会

(1) 活動状況

- ・市町村向け就労に関する実態調査の実施
- ・研修会の企画・実施

日時：平成27年1月26日（月）13:00～16:30

場所：中部福祉保健所 3階研修室

テーマ：市町村就労部会の設置に向けて

対象：市町村職員、相談支援専門員（委託）、就労系事業所サビ管（生訓含む）、特別支援学校、中部地区就業・生活支援センター、ハローワーク

3 住まい地域支援部会

(1) 活動状況

①権利擁護ワーキング

・研修会の企画・実施

日時：平成26年11月21日（金）15:00～17:00

場所：中部福祉保健所 3階研修室

テーマ：共生社会条例について

参加者：79名（市町村職員、相談支援専門員、福祉サービス事業所サビ管等）

4 相談支援部会

(1) 活動状況

・研修会の企画・実施

日時：平成26年9月25日（木）14:00～17:00

場所：中部福祉保健所 3階研修室

テーマ：主訴に基づくアセスメントのあり方とニーズ整理のあり方を習得する
～高い面接力で、利用者の思いに必要な情報を集め、そのリアルなニーズを引き出す～

参加者：62名（相談支援専門員、市町村職員）

・困難事例の検討 → 上がった課題を県相談支援・人材育成部会へ提案

① 短期入所事業所へのヘルパー介入

・旧知的障害者施設は介護力が弱く、入浴等の介護に困難をきたしている。
→条件を付して支給決定ができないか。

② 施設と病院との連携強化

・知的障害者が精神病院に入る際のスムーズな繋がりができない。
→施設と病院の連携について検討できるテーブルの設置が必要ではないか。

③ 社会福祉法人の機能強化

・地域福祉を推進する上で、そのリーダーシップを発揮して欲しい。
→社会福祉法人としての機能と役割を再認識する機会として、県主催の管理者向け勉強会を実施して欲しい。

・部会メンバーへの障害児等療育支援事業の周知

・沖縄県サービス管理責任者フォローアップ研修の圏域からの推薦者選定

(2) 課題等

～困難事例の検討から～ →県相談支援・人材育成部会へ提案

① 短期入所事業所へのヘルパー介入

② 施設と病院との連携強化

③ 社会福祉法人の機能強化

＜南部圏域＞

1 療育・教育部会（特記事項）

（1）活動状況

①H26年度重点事業「重心児者のレスパイトケアの推進」について

「医療的ケアの必要な児のレスパイトケア」について、所長・福祉総括同行で本島内未実施市町を訪問支援した結果、本島内7市町（4市3町）で、日中一時支援事業として実施、未実施の2市町（糸満市・西原町）も、日中一時支援事業実施要綱等を改正し、わんぱくクリニックと契約中である。

②災害時要援護者支援対策について（資料別紙）

- 本島内9市町への災害時要援護者支援対策アンケート結果、「災害時要援護者支援計画」が策定されていない市町に対して福祉総括同行で訪問支援を実施し、今年度中に策定することとなった（糸満市・豊見城市・南城市）。
- 災害時等（特に台風後）の停電時における在宅重心児者の人工呼吸器等の予備電源（外部バッテリー）の充電についても、6市町が職員対応可能とのこと。

（2）課題等

①重心児者のレスパイトケアの拡充について

医療的ケアの必要な児者のレスパイトケアの拡充については、わんぱくクリニック以外の受託医療機関増加策や継続した市町村支援が必要である。

②災害時要援護者支援対策について

- 「災害時要援護者支援計画」や「要援護者登録名簿等」の未策定市町村に対する訪問支援（所長や福祉総括同行）が次年度も継続して必要である。
- 災害時等（特に台風後）の停電時における在宅重心児者の人工呼吸器の予備電源（外部バッテリー）の充電について、非対応市町村への訪問支援（自助・共助・公助の役割分担等）も引き続き必要である。

2 就労部会（特記事項）

（1）活動状況

- ①発達障害者支援を行っている就労移行支援事業所職員・管理者を対象に、「発達障害のある人の就労支援セミナー」を「がじゅま〜る」との共催で実施。就労移行支援事業所職員等のスキルアップ・連携強化に繋がった。
- ②「南部福祉保健所内 接客・販売業務等障害者就労訓練事業」を、「沖縄県セルプセンター」の協力でH27年1月から週2回実施

（2）課題等

- ①沖縄県障害者優先調達推進方針に基づく「接客・販売業務等障害者就労訓練事業」について、市町村委託相談支援事業所と連携し、管内市町村等への拡充を推進する必要がある。

3 住まい・地域支援部会（特記事項）

（1）活動状況

- ①精神障害者の地域移行・地域定着支援について、部会や研修会等を実施。居住サポー

ト事業の現状と課題等、レキオスの障害者居住支援活動を通して、関係各機関職員のスキルアップ・情報交換・意見交換等、連携強化に繋がった。

(2) 課題等

- ①精神障害者の地域移行・地域定着支援については、所内地域保健班や管内精神科病院等との情報交換・意見交換等を通して、連携を強化し実績アップに繋げる必要がある。

4 市町村の障害者自立支援協議会と相談支援事業について

(1) 活動状況

- ①各市町村の自立支援協議会に関わる部会や定例会にできるだけ、アドバイザーとして参加している。事例検討の在り方や行政と委託相談と計画相談との関係性等を伝えてきた。
- ②南部圏域相談支援従事者等研修会を年3回企画、開催している。相談支援関係機関職員のスキルアップ・情報交換・意見交換等、連携強化に繋がった。

(2) 課題等

- ①計画相談の達成率を上げるため、各市町村、相談員はとても苦慮している。
那覇市は全事業所対象にセルフプランについての研修会を行っている。今後他市町村でも起こってくると考えている。
- ②南部圏域相談支援従事者研修会を開催している中で、各市町村人口の割に委託相談の数が少ないことを感じている。今後、行政、委託相談、計画相談の関係を整理していくために、委託相談の数を適正なものにしていくことが、課題と考えている。
今後は、現行開催している相談支援従事者研修会を相談支援部会として設置し、研修を含め議論、検討して行く。

災害時要援護者支援対策アンケート（まとめ）

災害時等（特に台風後）の停電時における在宅重度心身障害児者の人工呼吸器等の予備電源（外部バッテリー）の充電スポットリスト作成の参考にしたいので、アンケートへのご協力方よろしくお願い致します。

(1) アンケート先市町村→（本島内5市4町）那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、西原町、与那原町、八重瀬町

(2) 「災害時要援護者支援計画」は、策定されていますか。

有（4）、無（4）、検討中（1）

◎参考：災害対策基本法に基づく市町村防災計画は、管内全市町村で策定されている。

(3) 「援護者登録」は、されていますか。

有（4）、無（2）、検討中（3）

◎参考：離島の5町村では、支援計画はないが登録名簿は作成されている。

(4) (3) の登録者に対する支援内容（平常時見守り・災害時の訪問等）について
→別紙資料

(5) 災害時等（特に台風後）の停電時における在宅重度心身障害児者の人工呼吸器等の予備電源（外部バッテリー）の充電について

①人工呼吸器を使用している在宅重度心身障害児者の予備電源（外部バッテリー）の停電時の充電は、ブースターケーブルを利用して、自動車からの充電が可能です。当該家族等から要望があれば、市町村職員が家庭訪問し、公用車等のバッテリーからブースターケーブルを利用して予備電源（外部バッテリー）を充電することは可能ですか

→可（6）、否（2）、検討中（1）

②①の市町村職員が、家庭訪問できない場合、地域の民生委員や公民館等の職員が、ボランティアとして、①のように外部バッテリーを充電することは可能ですか

→可（3）、否（2）、検討中（4）

(6) 市町村役所以外の災害時避難場所に、非常用発電機がありますか。

①有りの場合、場所はどこですか。

有（5）場所（別紙資料）、無（4）

②無しの場合、非常用発電機の設置予定はありますか。

無（3）、検討課題（1）

災害時要援護者支援対策アンケート（市町別）

市町村	アンケートNo (2) (3) (4)	アンケートNo (5)-① (5)-②	アンケートNo (6)-① (6)-②
那覇市	(2) (有) (3) (作成中) (4) 平常時見守り等 災害時避難誘導等	(5)-① (否) 自助部分促進 (5)-② 要体制づくり (共助部分)	(6)-① 那覇市保健所、市民体 育館、消防庁舎 (6)-② 公共施設建替時 設置 予定
浦添市	(2) (有) (3) (有) (4) 平常時声かけ・見 守り等、災害時安否 確認・避難誘導等	(5)-① (可) (5)-② 検討中	(6)-① 市内11カ所の児童セ ンター
糸満市	(2) (無) (3) (無) (4) 委託相談支援事業 所と連携し実施	(5)-① 職員対応困難 (5)-② 協力体制構築 (無)	(6)-① 役所以外 (無) (6)-② 設置検討課題
豊見城市	(2) (無) (3) (無)	(5)-① (可) (5)-② (否)	(6)-① 社会福祉センタ 中央公民館
南城市	(2) (有) (3) (有) (4) 策定中	(5)-① 検討予定 (5)-② 検討予定	(6)-① 両庁舎以外 (無) (6)-② 予定なし
南風原町	(2) (無) (3) 名簿作 成中 (4) 現在は、社協 の電話連絡のみ	(5)-① (可) (5)-② (可)	(6)-① ちむぐる館
西原町	(2) (有) (3) (有) (4) 見守り,避難誘導	(5)-① (可) (5)-② (可)	(6)-① 新役所以外 (無)
与那原町	(2) 作成中 (3) // (4) 台風前後訪問	(5)-① (可) (5)-② 上記で対応 (可)	(6)-① 社会福祉センター 町コミュニティセンター
八重瀬町	(2) (無) (3) (有) (4) 平常時見守り・ 災害時訪問等	(5)-① (可) (5)-② 検討課題	(6)-① 役場以外 (無) (6)-② 予定なし

＜宮古圏域＞

1 圏域の活動状況について

圏域の連絡会に専門部会の設置はなし。多良間村の自立支援協議会の再開の目途が立っておらず、専門部会が置けない状態が続いている。

宮古島市自立支援協議会の専門部会

相談支援部会

居住支援部会

生活支援部会

子ども支援部会

2 活動状況等の中から提起された課題等について

※多良間村が活動しておらず、宮古島市で協議されている内容を圏域の課題として捉える。

(1) 子ども支援部会

- ・医療ケアの必要な児童の地域生活における支援

日中活動の場や在宅介護、保護者のレスパイトのために短期入所など、地域で医療ケアを受けながら生活するための資源に不足がある。

地域（圏域）の課題として捉え、関係機関や行政、事業所、保護者の会等が連携を取り、課題解決に向け協議を重ねている。当面、障がい児（保護者）へのニーズ調査をもとに、医療ケアのできる宮古病院に対し短期入所の利用ができないか協議を行っている。

- ・医療ケアの必要な児童の通学時の保護者学校待機の解消

現在、沖縄県内の特別支援学校で医療ケアを必要とする児童を受け入れる際は、保護者の学校待機が原則となっている。自分の子どもが学校に通うようになると保護者も学校へ待機しなければならないため、仕事が続けられなくなったり、兄弟の面倒をみれなくなったりと弊害が大きい。

看護師配置や医療ケアに対する支援方法の検討で保護者待機をしなくてすむ方法を検討している。

県教員委員会や特別支援学校だけでなく、宮古病院や地域関係機関で学校を支える仕組み作りを行う必要があると考える。当課題について、子ども支援部会で協議を重ねていく。

(2) 相談支援部会

計画相談について12月現在約200名の計画未登録者がいる。特定相談支援事業所はこの1年で6カ所から12カ所に増えたが、相談支援専門員1人で行っている事業所がほとんどで、計画作成のペースや質の担保に困難さが見えている。

基幹相談支援センターの計画チェック体制もパンク状態にあり、サービス利用計画100%実施に向けた相談支援体制への支援が必要となっている。

(3) 居住支援部会

・居住体験事業の必要性

地域のサービス向上に伴い、障害種に関わらず独居生活のニーズが高まっている。

しかしながら、アパート等のオーナー等の理解不足により、差別的対応があったり、単身生活を希望する障がい者の要望と現状のギャップによる「単身生活」後のトラブルがさらなる障がい者の受入れ困難につながっている。

それにより、対象者の障害を限定せず、民間もしくは公営住宅での独居生活を体験する居住体験の場所（事業）が必要であるとの意見が出されている。

体験により、希望者の生活スキルを本人と家族及び支援者との相互確認ができ、その情報を整理することで、必要な支援の事前検討を行い、地域生活のサービスの適正利用が可能になる。また、アパート等のオーナー等の安心を得ることができるのではとの意見も出ている。

・解決困難事例について

地域で生活している障がい者には、解決困難な事柄があるが、各支援機関でもそれに対処することが困難な場合がある。

それに対して、不動産等が対応している状況もあり、負担が大きくなっている。（特に精神患者の病状的行動への対応等）

障がい者の地域生活の理解を得ていくためには、それらの困難事例に各支援機関がきちんとサポートしていくことが必要であり、それが課題ともなっている。

<八重山圏域>

※圏域の活動状況について…年度末に向けての活動予定

1 地域住まい部会

- (1) 圏域不動産会社向けアンケートを実施し、不動産会社の意向、民間賃貸物件等の実態把握を調査・集計して今後必要な支援策を検討する。
また、その際に地域移行支援制度を紹介
- (2) 圏域3市町の移動支援体制の現状と課題

2 就労部会

- (1) 福祉保健所ホームページにて圏域の就労支援事業所PR内容を検討
- (2) 障害者優先調達推進制度活用に向けた圏域の課題を協議
- (3) 雇用形態の研究（請負、役務、中間的就労）

3 療育・教育部会

- (1) 平成27年度重症心身障害児レスパイト推進基金事業の制度説明
市町村・県・事業所の連携、課題等について協議
- (2) 圏域内離島の療育体制向上について協議

4 市町村の障害者自立支援協議会等の活動状況について

- (1) 石垣市障がい者自立支援協議会・部会
 - ① 第1回 平成26年12月4日（木）
 - ② 第2回 平成26年12月19日（金）
 - ③ 第3回 平成27年3月開催予定
主に第4期障害福祉計画（案）について協議
 - ④ 相談支援部会、こども部会、就労支援部会、地域移行部会、権利擁護部会
平成27年2月～3月に部会毎に1回ずつ開催予定
- (2) 石垣市発達支援システム構築に係る検討会議
 - ① 発達支援システム構築に係る意見交換会 平成26年7月9日（水）
 - ② 石垣市発達支援システム構築に係る検討会議 平成26年9月26日（金）
 - ③ 石垣市発達支援システム構築に係る第2回検討会議 平成26年11月10日（月）
 - ④ 石垣市発達支援システム構築に係る第3回検討会議 平成27年1月30日（金）
石垣市発達支援システム構築の方向性・人員体制（案）等について協議
石垣市発達支援システム構築に係るアンケート調査を実施

2 協議事項

(1) 各部会の活動報告及び平成 27 年度の活動計画

平成 25 年度の県障害者自立支援協議会での協議結果を踏まえ、全県的な課題を整理して専門的な内容に対応するため、同協議会で示した案のとおり、下記の部会を置き、これまで協議を重ねてきた（P31 に設置要領添付）。

部会の活動は当協議会へ報告し、活動計画は当協議会の承認を得ることとしているので、各部会からそれについて説明する。

記

- ① 相談支援・人材育成部会
- ② 療育・教育部会
- ③ 就労支援部会
- ④ 住まい・地域支援部会

沖縄県障害者自立支援協議会部会設置要領

平成26年4月4日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱（以下「運営要綱」という。）第8条に基づき、沖縄県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）における協議を円滑かつ効率的に推進するために設置する部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(名称及び所掌事項)

第2条 部会の名称及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	所掌事務
相談支援・人材育成部会	相談支援の質の向上、相談支援専門員等の人材育成の検討
療育・教育部会	障害児者の療育及び教育の課題の検討等
就労支援部会	就労支援の課題の検討等
住まい・地域支援部会	住まい及び地域生活の課題の検討等

(役員)

第3条 部会に部会長及び副部会長をおき、部会を構成する者（以下「部会員」という。）の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故がある時は、副部会長がその職務を代理する。

(部会員)

第4条 部会員は、運営要綱第4条に掲げる者、沖縄県障害者等相談支援体制整備事業による専門職員及びそれらの者が推薦した者のうちから、障害福祉課長が依頼する。

- 2 部会員は、必要に応じて、次条で定める会議に部会員以外の者の出席を求め、部会長の許可を得て、部会員以外の者の意見又は説明を聴くことができる。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会及び障害福祉課長は、部会に対し、協議会での協議に必要な専門的事項等について、協議を求めることができる。
- 3 部会は、市町村協議会、障害者自立支援連絡会議等と連携を図るものとする。
- 4 部会の活動計画は、協議会の承認を得るものとし、部会の活動内容は、協議会へ報告するものとする。ただし活動計画に関し急施を要する場合で協議会を開くいとまがないときは、活動内容の報告のときの同意をもって協議会の承認に代えることができる。

(秘密の保持)

第6条 部会員及び構成員は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第7条 第4条の規定により決定された者の任期は、2年とする。

- 2 部会員は、再任することができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月4日から施行する。

①相談支援・人材育成部会

活動報告・活動計画

1 報告事項

- (1) 初任研ワーキング
- (2) 現任研ワーキング
- (3) サビ管ワーキング
- (4) 強度行動障害ワーキング
- (5) 相談ステップアップワーキング
- (6) サビ管フォローアップワーキング
- (7) 市町村障害福祉担当者・委託相談支援事業所 合同研修会
- (8) 基幹相談支援センターの設置・運営に関する研修会
- (9) 各圏域からの提案議題について
 - ① 処遇困難者に対する支援の仕組み作りの構築について（中部圏域）
 - ② 相談支援体制について（宮古圏域）

2 協議事項

- (1) 平成 27 年度の相談支援・人材育成部会の活動計画（案）について

1 報告事項（6つのワーキンググループと、全体調整を行う3回の部会開催の報告）

- ・平成26年度から、県が実施する障害福祉の資格取得の研修の企画について、相談支援・人材育成部会が関わり、人材育成と委託事業の共働、相互推進を図る事にしました。
- ・その他、県が独自に企画・実施する研修についても、同部会で検討しました
- ・集中的・機動的に協議する必要があるものは、ワーキンググループ(WG)を置きました。

(1) 初任研ワーキング（相談支援従事者初任者研修 WG） 資料2 P-2

① 活動内容 5回のワーキングを開催

② 研修の実施状況

- ・ワーキングでの協議により、5日課程において例年は2つの日程（A・B日程）を3つ（A・B・C日程）に増やし、希望者全員の受講決定をすることができた。

	平成25年度			平成26年度		
	応募者	受講不可	修了者	応募者	受講不可	修了者
・2日課程	288人	0人	278人	365人	0人	344人
・5日課程	333人	173人	160人	319人	0人	308人
計	621人	173人	438人	684人	0人	652人

③ まとめ

- ・受講不可を出すことなく、多くの相談支援専門員の資格取得ができた。
- ・今後は、その定着、スキルアップ、サービス等利用計画の内容評価等が必要

(2) 現任研ワーキング（相談支援従事者現任者研修 WG） 資料2 P-3

① 活動内容 4回のワーキングを開催

② 研修の実施状況：応募者数（最終）72名、受講決定者数44名、修了者数43名

③ まとめ

- ・研修全体そして個々の内容に関して、ワーキングメンバーが意見しながら詰めていくことができた。
- ・今後、応募者が増えることが予想され、その希望に応えながら、現任者を対象とする充実した内容の研修の持ち方の検討・工夫が必要

(3) サビ管ワーキング（サービス管理責任者研修 WG） 資料2 P-4

① 活動内容 4回のワーキングを開催

② 研修の実施状況（5分野）

身体6名、介護49名、知的精神52名、就労115名、児童93名、計315名

③ まとめ

- ・全体でのワーキング、その指示を受けての各分野別打ち合わせ、各分野別打ち合わせの全体ワーキングへの報告等の基本的な流れにより、ワーキング全体として進行管理がある程度できた。
- ・各分野において事務局との調整不足、役割分担が不明確なところがあった。

(4) 強度行動障害ワーキング（強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）WG） 資料2 P-6

① 経緯

- ・強度行動障害：自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示す
- ・日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受け入れが消極的
- ・身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念される。
- ・一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができる。
- ・支援を行う職員の育成を目的に、厚労省通知に基づき今年度から実施する。

②活動内容 5回のワーキングを開催

③研修の実施状況

※2月9日、10日の研修開催実績を口頭で報告する（100人が修了予定）。

④まとめ

※アンケート等を基に、口頭で報告する。

(5) 相談ステップアップワーキング（相談支援専門員ステップアップ研修WG）資料2 P-8

①経緯

- ・相談支援専門員は、資格を取得しても、その職を離れる、その職に従事しないなど、課題が多いとして、昨年度の本協議会での協議結果に基づき、スキルアップ研修を企画することとした。
- ・相談ステップアップワーキングで協議し、県の独自研修として要綱を制定し実施した。

②活動内容 4回のワーキングを開催した。

③ 今回の特例

平成27年度に各市町村の責任において、サービス等利用計画の代替となる計画案、代替プランの作成に携わる職員にも受講していただいた。

④ 研修の実施状況等：相談支援専門員 89名、市町村 48名、計 137名

⑤ まとめ

- ・アンケートでは、初任研、ケアマネジメント手法の再確認等ができ、良かったとの感想が多数あった。研修全体を総括した上、継続して実施していく。

(6) サビ管フォローアップワーキング（サビ管フォローアップ研修WG）資料2 P-10

①経緯

- ・サービス管理責任者は、国が定めた相談支援専門員の現任研修のようなものがなく、県独自の現任研修が必要として、昨年度の本協議会での協議結果に基づき、フォローアップ研修を企画することとした。
- ・サビ管フォローアップワーキングで協議し、県の独自研修として要綱を制定し実施した。

②活動内容 6回のワーキングを開催した。

③ 実施状況

ア 指定研修（講師等養成） 修了者 46名
イ 準拠研修（伝達研修：圏域毎） 修了予定 220名程度

④ まとめ

- ・アンケートでは、サビ管の共通の課題を深められたこと、他の分野の事例を知ることができた、仲間ができた等、良かったとの感想が多数あった。
- ・今後とも受講者を増やす努力、研修内容、持ち方の工夫が必要

(7) 市町村障害福祉担当者・委託相談支援事業所 合同研修会 (H26.5.27) 資料2 P-12

① テーマ 「サービス等利用計画作成の完全整備に向けて」

② 参加者：184名（県・市町村障害福祉関係者 50名、相談支援従事者 134名）

③ まとめ：計画推進には、事業所増が重要であり、説明会開催や部会設置、委託相談支援事業所と行政との連携、行政の仕掛け等が必要

(8) 基幹相談支援センターの設置・運営に関する研修会 (H26.12.11) 資料2 P-13

① テーマ 「地域における基幹相談支援センターの役割とは」

② 参加者：105名（市町村相談支援事業担当 40名、委託相談支援従事者 65名）

③ まとめ：今後、市町村や圏域の相談部会で検討事項として協議していく事が重要

(9) 各圏域からの提案議題の検討結果について

この件について次のとおり協議したので報告します。

① 処遇困難者に対する支援の仕組み作りの構築について（中部圏域）

ア 提案趣旨

施設入所を希望しているが、本人の暴力等危険行為により受け入れる施設がなく、やむを得ず非定型で短期入所施設を1ヶ月単位で利用しているケースがある。受入先を探すのに非常に困難を来しており、中部圏域のみならず南部・北部等広域にわたって入所施設を探している状況で、支援者側も疲弊している。このようなケースに対応できる仕組み作りの構築(限定的なサービスの同時利用、社会福祉法人の積極的関与等)について検討していきたい。

イ 検討結果

- ・複数のサービスの同時利用はできないので、他の社会資源の活用を検討すること。
- ・一つの事例から、社会福祉法人への指導的な勉強会等を開催する事には繋がらない。
- ・琉球病院の「動く重症心身障がい病棟」での療養介護、短期入所は活用できるか、検討すること。
- ・圏域の自立支援連絡会議等での協議を進める必要がある。
- ・その後の経過報告等を受け、部会として課題解決に向けた事例検討を行っていく。

② 相談支援体制について（宮古圏域）

ア 提案趣旨

個人ニーズに合ったサービス利用等計画作成に向けた相談支援体制への支援が必要である。

- ・計画作成のペースや質の担保に困難さが見えている。
- ・基幹相談支援センターの計画チェック体制もパンク状態である。

イ 検討結果

当該提案は、今後の各圏域の相談支援体制を検討するうえで、課題の一つであると考えられる。そのため、ケアマネワーキングで検討していく。

2 協議事項

(1) 平成 27 年度の相談支援・人材育成部会の活動計画（案）について 資料 2 P-14

① 部会の開催について（※年間活動計画 工程表（案）参照）

- ・年 3 回開催する。
- ・各ワーキングの活動報告等を受けての必要な指示、各圏域からの課題検討、国研修受講者の決定、その他全体調整

② ケアマネワーキング（ケアマネジメント WG）の設置 資料 2 P-15

ア 趣旨等

平成 27 年度以降の相談支援体制の整備を図っていく際に、主に次の点が大きな課題となると考える。

- ・サービス等利用計画の未作成者への対処
- ・相談支援専門員を早期養成し、サービス等利用計画作成を急いだ事による影響の把握
 - サービス等利用計画の内容
 - 個別支援計画との連動の実態
 - モニタリングの実態
 - 事業所等関係機関との連携の実態
 - 相談支援専門員の業務の実態
- ・相談支援専門員の育成、定着、スキルアップの方策等の検討
- ・市町村における相談支援体制の実態把握、あり方の検討

イ ケアマネワーキングの設置

については、これらの実態・課題等を把握し、相談支援体制の整備等を進めていくため、相談支援・人材育成部会のワーキンググループで協議し、具体的対応策等を検討していくこととしたい。

ウ 協議のポイント

- ・相談支援体制の整備等について、継続的に協議していく。
- ・市町村、サビ管のメンバーを入れ、多面的な協議となるようにする。
- ・サビ管・市町村職員の人材育成、研修事業についても協議していく。

③ 研修関係ワーキングについて

ア 資格取得の研修ワーキング

今年度の活動から次の 4 研修について、ワーキングによる企画が人材育成と委託事業の相互推進に効果的と認められるため、各々 4 回程度ワーキングを開催する。

- ・初任研ワーキング
- ・現任研ワーキング
- ・サビ管ワーキング
- ・強度行動障害（実践研修）ワーキング

イ その他の研修について（ワーキングを置かないもの）

- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）は、受講者を増やすため、県委託方式から指定事業者研修に移行し、今年度の研修実績を十分活かすこととし、ワーキングは置かない。
- ・サビ管フォローアップ、相談ステップアップは、開催実績を基に指定事業者であるおきなわ障がい者相談支援ネットワークが実施する。

メ モ

②療育・教育部会

活動報告・活動計画

I 報告事項

1. 協議した事項、活動状況について

- (1) 障害児等療育支援事業のより効果的な事業実施について
- (2) 性の課題に関する人材バンクについて
- (3) 離島での在宅重症心身障害児者の課題等について（医療的ケアが必要な障害児の対応について）
- (4) 新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画について
- (5) 新たな「支援ファイル」の普及について
- (6) 自助グループの普及に係る取組について

II 協議事項

1. 平成 27 年度の療育・教育部会の年間活動計画（案）について

- ①部会の開催について
- ②支援ファイルワーキング（支援ファイルWG）の設置
- ③協議事項について

I 報告事項

- ・県自立支援協議会、圏域自立支援連絡会議等から課題として提起されたもの、または本部会での協議が適当とされたものを協議事項として挙げ、活動を進めることとし、3回開催した。

1. 協議した議題、活動状況について

(1) 障害児等療育支援事業のより効果的な事業実施について 資料2 P-16

(提案趣旨)

- ①平成24年の児童福祉法の改正、発達障害支援のニーズの高まり等、現状の変化
- ②当事業の目的である地域の療育機能の充実、圏域の療育機能との重層的な連携を図る。
- ③委託施設から現状の課題、改善方法の意見を聴取し、本部会で協議することとした。

(取組状況)

- ①各圏域アドバイザー、療育支援事業受託事業者、障害福祉課で「障害児等療育支援事業の在り方に関する関係者会議」(H26.8.18)を開催し、協議・意見交換を行った。
- ②今後、実施事業所の担当者が各圏域の自立支援連絡会議の療育・教育部会の構成員とし、圏域の実情に沿った事業実施、圏域の療育機能向上について協議し、関係者連携の上、事業を実施する。
- ③性の課題やその他の分野(ペアト、ティチャーズトレーニング等)の人材育成等体制づくりについて、療育支援事業の取扱の中でトピックとし、モデル的に取り組む圏域の動きについて適宜本部会で取り上げ、県域で情報共有し有効な活用や体制づくりについて協議する。

(2) 性の課題に関する人材バンクについて 資料2 P-18

(提案趣旨)

- ①性の課題があがった場合、どこに資源があるか分からず、抱え込むことも多い。
- ②個別に臨機応変に対応していくためには、スーパーバイズ機能の設置等、使いたいと思った人がすぐ使えるようなシステムが必要である。

(取組状況)

- ①人材バンク「性の課題に対応できる講師リスト」を整備し、関係機関に周知を行った(HPに掲載)。
- ②個別事例に関しては、市町村で性の課題が勃発した時の対応を検討しておく事が必要
- ③また、性の課題でも予防的に関わるもの、長期的な視点で関わるもの、緊急的に介入する必要があるもの等段階ごとの対応や、地域、学校、事業所等が連携して支援できるような体制づくりが望まれるため、今後も圏域レベルで協議を進める。

(3) 離島での在宅重症心身障害児者の課題等について(医療的ケアが必要な障害児の対応について) 資料2 P-19

(提案趣旨)

離島において医療ケアを必要とする障害児者に対する障害福祉サービスやレスパイト等に関する社会資源の不足や、連携体制の充実が求められていることを踏まえ、課題解決に役立つ協議を本部会で行う必要がある。

(取組状況)

- ①福祉事業所が看護師を配置しショートステイ(レスパイトケア)を行うのは難しい。
- ②医療機能を持つ福祉法人においてもマンパワー不足という現状が見られた。
- ③本部会で協議してきた八重山圏域での「重症心身障害児レスパイトケア推進基金事業」が平成27年度県予算で採択されたので、この事業に着手する。
- ④離島だけではなく全県的な課題があることから、引き続き検討・協議していく。

(4) 新・沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画について 資料2 P-20

(提案趣旨)

新計画策定に向けて取りまとめている新計画(案)について、本部会で意見を聴取する。

(取組状況)

各分野の部会員より意見を聴取し、本部会の意見として計画策定に反映させた。

(5) 新たな「支援ファイル」の普及について 資料2 P-22

(提案趣旨)

- ① 教育庁で支援ファイル「えいぶる」を作成したが、子ども生活福祉部として十分な協力ができず普及が進んでいない。
- ② 「えいぶる」の改訂等も含めて、「支援ファイル」の必要性、普及に向け協議する必要がある。

(取組状況)

県として全県的な支援の統一化を図ることを目指し、本部会にワーキングを設置して、検討・協議を行う。

(6) 自助グループの普及に係る取組について 資料2 P-25

(提案趣旨)

- ① 発達障害者等の支援において、居場所づくり、相談できる場として自助グループは、有効な機能を果たしうるといった意見が各方面からある。
- ② 県としても実情把握やその普及等を進めていくため、本部会において自助グループに期待される効果、普及策、支援方法等(立ち上げ支援等)について意見を聴取する。

(取組状況)

自助グループの立ち上げ支援も含め、自助グループに期待される効果、普及策支援方法等について、今後も本部会で継続して検討・協議する。また、障害種別で支援内容や意図も異なるため、本部会での協議は、まず発達障害児(者)の自助グループの普及に係る取組をテーマとする。

II 協議事項

1. 平成27年度の療育・教育部会の年間活動計画(案)について 資料2 P-26

(1) 部会の開催について(※年間活動計画 工程表(案)参照)

- ・年3回開催する。
- ・支援ファイルワーキングの活動報告等を受けての必要な指示、各圏域からの課題検討、その他全体調整

(2) 支援ファイルワーキング(支援ファイルWG)の設置

本部会の協議を踏まえ、今後「支援ファイル」の普及に向けた取組について「支援ファイルワーキング」を置いて検討していくこととする。

(3) その他の協議事項について

- ・医療的ケアが必要な障害児の対応について
- ・障害児等療育支援事業の実施に係る各圏域での連携体制(性の課題以外の講師リストの検討や具体的な連携体制について県域での情報共有、課題検討等)
- ・自助グループの普及に係る取組について
- ・その他、圏域からの提起等があって協議が必要なもの

メモ

③就労支援部会

活動報告・活動計画

1 報告事項

- (1) 就労支援部会準備会
- (2) 第1回就労支援部会
- (3) その他

2 協議事項

- (1) 平成27年度就労支援部会の活動計画（案）について
- (2) その他

1 報告事項

(1) 就労支援部会準備会 資料2 P-27

①準備会の開催趣旨

- ・県協議会で、職場適応援助者（ジョブコーチ）の県内開催等、就労支援者のスキルアップが課題として挙げられた。
- ・また、各圏域からの提案事項やそのほかの課題抽出について検討が必要
- ・県就労支援部会を立ち上げるにあたっての部会の役割等を準備会で整理する。

②実施状況（平成26年9月1日）

- ・出席者：各圏域就労部会長又は障害者就業・生活支援センター長、各圏域アドバイザー、ジョブコーチ（ジョブサポーター事業実施の事業所長）

③協議結果

- ・9月中に各圏域にて以下の要件に基づき部会員候補者（3名以内）を選出する。
 - ア 圏域就労支援部会長など、圏域部会の意見を発言できる方
 - イ 障害者就業・生活支援センター長などセンターの機能を把握している方
 - ウ 障害福祉サービス事業所の方
- ・圏域選出以外の部会員については、障害福祉課が打診を行う。
- ・当会議の意見を踏まえ、事務局で課題を整理し部会開催に向けて準備する。
- ・ワーキング（一般就労、福祉的就労）を設置する事について、部会に提案する。

(2) 第1回就労支援部会

①実施状況（平成26年12月9日）

- ・主な協議事項：ア 部会の役割、部会活動計画について
 - イ ワーキングの設置について
 - ウ 各圏域からの提案事項に対する意見交換

②協議内容

ア 部会の協議事項について、以下のとおり確認した。

- (ア) 障害福祉サービス事業を中心とした現状と課題を把握し、県全域で取り組む必要のある課題対応について
 - (イ) 各圏域（圏域連絡会議、部会）から抽出された提案事項について
 - (ウ) その他、部会で挙げた課題等（国からの情報提供、県事業の状況報告等）
- イ 一般就労ワーキングと福祉的就労ワーキングを設置することとし、部会では総合的に話し合いができる体制を進めていくこととなった。

ウ 各圏域提案課題と主な意見等 資料2 P-28

(ア) 障害者就労施設等物品の優先調達の推進

障害者優先調達推進法の施行に基づき、県調達推進方針が策定されたが、ニーズの把握や周知方法等について対応が不十分である。

<意見等>

- ・宮古、石垣では過去に連絡協議会があり、現在は活動停止中のため、機能化させることが必要ではないか。（法人格を持たないと契約できない。）
- ・圏域連絡会議（就労部会等）の中に、協議会を設けることができないか、各圏域で検討が必要。

(イ) 特別支援学校高等部卒業後のスムーズな就労継続支援B型の利用

就労支援事業B型は、移行支援事業の暫定支給決定による事前アセスメントなしで利用できるという経過措置が、平成26年度で終了する。

次年度から、児童相談所や移行事業所での対応はパンクしないか。

<意見等>

- ・今のところ、障害福祉課に個別相談はない。児童相談所や就労移行事業所の対応については、具体的な対象者数などがあれば検討できる。

- ・中・南部のような人口の多い所が課題が多いのではないか。
- ・南部では個々に相談して進めている。関係機関と調整が取れると助かる。
- ・名護市では、卒業後の1ヶ月で暫定利用する形を取っている。
- ・今後、福祉就労WGで、具体的な対象者数などを検討する必要あり。

(ウ) 就労支援事業所等の職員のスキルアップと関係機関との連携

就労事業所が増加する中、事業所職員の資質向上は必要不可欠である。

<意見等>

- ・雇用支援機構では、就業支援基礎研修（3日間）を実施しており、今までは年1回だったが、今年度は3回実施（158名受講）。
- ・また、関係機関への支援（現場での研修や、研修会の開催等）も実施。
- ・相談支援事業者の初任研、現任研のようなスキルアップ研修が必要。
- ・まずはサビ管を対象とし、その後、事業所職員へ広げていく必要がある。
- 県人材育成部会では今年度からサビ管フォローアップ研修を実施。
- ・現場支援員への研修は、各地域での検討が望ましいため、各圏域で仕掛けを検討する。

(エ) 職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修等の研修開催の検討

資質向上を目的に、県内でジョブコーチ研修会を実施できないか。

<意見等>

- ・県全体としてジョブコーチ養成が必要なのか、就労支援スキルが必要とされているのか、現場ニーズの整理が必要。WGで詰める必要がある。
- ・今後、一般就労WGで詰めていき、実際に研修を実施する際には、研修機能に長けている人材育成部会と連携して進めていく必要がある。

(オ) 企業との交流機会の創出

<意見等>

- ・同友会では、「共育ち^{ともそだ}」の理念に則り、就労支援フォーラムを開催
- ・求められるジョブコーチとは様々な課題に対応できる資質を持った人材
- ・事業所、一般企業がひとつのテーブルで一緒に考える事が、交流のきっかけになる。
- ・今後、協力して例会を企画するなど継続して活動を進めていきたい。
- ・各圏域の情報については、継続して情報共有し、学び合いを実施する。

2 協議事項

(1) 平成27年度の就労支援部会の活動計画（案）について

①部会の開催について

- ・ワーキングを含め年3～4回開催し、年度末の事務局調整会議で活動実績・次年度計画をまとめる。
- ・ワーキングの活動報告等を受け、部会では総合的な話し合いを行う。

②協議事項について

- ア 障害者就労施設等物品の優先調達推進
- イ 特別支援学校高等部卒業後のスムーズな就労継続支援B型の利用について
- ウ 就労支援事業所等の職員のスキルアップと関係機関との連携
- エ 職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修等の本県開催について
- オ 企業との交流機会の創出
- カ 精神障害者の就労支援について

※概ね、ア～ウについては福祉的就労ワーキング、エ～カについては一般就労ワーキングで検討する方向で整理する。

メ モ

④住まい・地域支援部会

活動報告・活動計画

1 報告事項

- (1) 沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会の協議を、「住まい・地域支援部会」の協議として充てることについて
- (2) 精神障害者地域移行支援連絡協議会の協議結果の概要について

2 協議事項

- (1) 地域移行ワーキングの活動計画（案）について

1 報告事項

(1) 沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会の協議を、「住まい・地域支援部会」の協議として充てることについて

① 県自立支援協議会の「住まい・地域支援部会」について 資料2 P-1

ア 県自立支援協議会に「住まい・地域支援部会」を要領で規定したが、関連がある会議として、先に県に「精神障害者地域移行支援連絡協議会」を置いており、その整理の関係上、「住まい・地域支援部会」は設置していなかった。

イ 各福祉保健所に置かれている圏域自立支援連絡会議の「住まい・地域支援部会」では、特に精神障害者の地域移行・地域定着支援の課題について、関係者が連携して協議している。 資料2 P-1、P-30

ウ 県全体で自立支援協議会のボトムアップ機能を十分に活かして、連携しながら課題解決等に取り組む必要がある。

② 「精神障害者地域移行支援連絡協議会」と「自立支援協議会 住まい・地域支援部会」の連携について 資料2 P-1

ア 今後、二つの会議の設置・運営方法は、整理が必要であるが、そのための若干の時間も必要であり、平成27年度において整理したい。

イ しばらくの間は、現在ある「精神障害者地域移行支援連絡協議会」の協議を、県自立支援協議会の「住まい・地域支援部会」の協議として充てることにした。

ウ それにより、協議結果を県障害者自立支援協議会に報告・提起し、障害者支援全体の中での課題共有、市町村・圏域との連携強化を図っていきたい。

エ また県の平成27年度予算において、精神障害者の地域移行に関し、新規に採択された3つの基金事業がある。 資料2 P-32

オ これには、医療関係者、福祉関係者、県行政での詳細な詰めも必要であり、機動的・専門的に協議がする場として、両方の会議の下部組織に位置付けるワーキング(地域移行ワーキング)を立ち上げて関係者と協議していきたい。

エ 上記のア～エについては、平成27年1月7日に開催された精神障害者地域移行支援連絡協議会において了承されたので、本協議会でも同様に扱うことにしていく。

(2) 精神障害者地域移行支援連絡協議会の協議結果の概要について

①平成 27 年度精神障害者地域移行支援に関する方向性

各保健所において、「沖縄県精神障害者地域移行等希望調査」結果に基づき、地域移行を進めるターゲットに優先順位をつけるなど地域移行を進める対象者の精査を行い、個別的具体的に地域移行を進めていく。

具体的には、ニューロングステイ（1年いないで退院できなかった）が増加すると長期入院へ繋がるので、特にニューロングステイ該当予定患者にターゲットを絞って退院促進を進めていく。

②新規採択予定事業について

既存事業であるピアサポート活用事業に加え、平成 27 年度の県予算で採択された新たな財政支援制度による 3 つの基金事業を活用し、精神障害者の地域移行を進めていく。

③平成 27 年度地域移行支援に関する調査について

各市町村での精神障害者支援体制を把握するとともに、平成 25 年度の県調査結果報告時に市町村へ情報提供した入院患者について、その後の各市町村における取り組み状況を把握し、今後の施策の参考とすることを目的に、地域移行支援に関する調査を行う。

2 協議事項

(1) 地域移行ワーキングの活動計画（案）について

①組織

精神障害者地域移行支援連絡協議会、相談支援・人材育成部会等の構成員、及びそれらのものから推薦された方で、6～8人程度で組織する。

②協議内容

精神障害者地域移行支援連絡協議会、住まい・地域支援部会としての協議に必要な事項について協議する。

③開催回数等

平成 26 年度中に 1 回開催する。平成 27 年度はその協議等を踏まえ開催する。年に 2～3 回の開催を想定する。

④当面協議が必要な事項

- ア 精神障害者地域移行関連の新規採択予定の 3 つの基金事業の詳細スキーム
- イ ピアサポート活用事業の効果的な運用
- ウ 圏域の住まい・地域支援部会との連携
- エ 相談支援・人材育成部会との連携